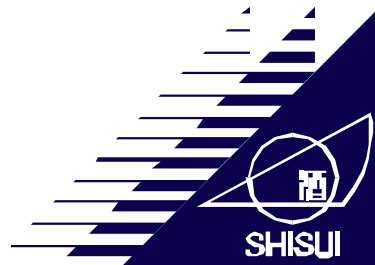


平成 2 3 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

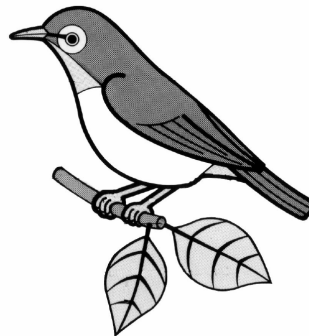
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

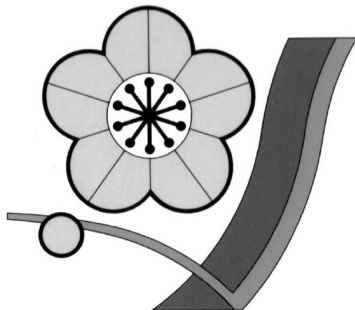
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

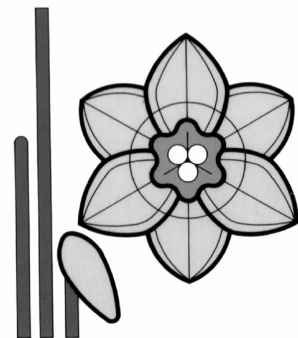
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町 の 鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町 の 木「梅」
(昭和 45 年制定)



町 の 花「水仙」
(平成元年制定)

目

次

I 酒々井町の概説

1 町の沿革等	1
2 人口等の推移	2
3 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4 平成22年度一般会計歳入歳出決算	4
5 平成23年度一般会計当初予算	6
6 酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1 租税体系図	9
2 税務事務概要	10
3 税目別決算額の推移（一般会計）	12
4 平成22年度町税決算状況（一般会計）	14
5 町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1 町民税のあらまし	28
2 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	37
3 個人町民税所得者区分別課税額の推移	38
4 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	39
5 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	40
6 個人町民税の所得控除額の推移	41
7 平成23年度個人町民税の納税義務者等に関する調	42
8 個人町民税負担額の推移	43
9 平成23年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	44
10 法人町民税調定額（現年課税分）の推移	45
11 平成22年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	45
12 法人町民税決算期別法人数	46
13 法人の設立状況	46

(2) 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税のあらまし	47
2 都市計画税のあらまし	49
3 納税義務者数（現年課税分）の推移	52
4 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	52
5 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	53
6 土地の概要に関する調	54
7 宅地に関する調（法定免税点以上）	56

8	家屋の概要に関する調	57
9	家屋の増減状況の推移	58
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	59
11	償却資産の価格等に関する調	60
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	61
13	固定資産基準地等価格一覧表	62

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	63
2	軽自動車税に関する調（定期分）	64

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	66
2	町たばこ税の推移	67

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	68
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	69
3	国民健康保険税決算額の推移	71
4	平成22年度国民健康保険税の決算状況	71
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	73

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	74
2	町税口座振替納付状況調	74
3	督促状発送状況の推移	75
4	不納欠損額の推移	76
5	滞納繰越収納状況の推移	77
6	平成22年度還付金調	79
7	平成23年度納期一覧表	80

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	81
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	82

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140 度 18 分	極南	35 度 42 分
極西	140 度 14 分	極北	35 度 45 分

2. 交通

(鉄道) JR 成田線酒々井駅、JR 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の 3 線 4 駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 国道 51 号・296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代の下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

平成 9 年度からスタートした「第 4 次総合計画」に基づき、21 世紀の酒々井町の未来をしっかりと見定めたまちづくりを進めています。

4. 土地利用

町は、東西 4.2 km、南北 6.2 km、面積 19.02 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人 口 等 の 推 移

年 区 分		18		19	
		人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
人 口	男	10,820	100.9	10,843	100.2
	女	10,722	100.7	10,754	100.3
	計	21,542	100.8	21,597	100.3
世 帯 数		8,647	102.4	8,768	101.4
一世帯当たりの人口		2.49	98.4	2.46	98.4
人口密度 (k m ² 当たり)		1,132.6	100.8	1,135.5	100.3

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移(一般会計)

年度 区 分		18	19
一 般 会 計 (円)	歳 入	5,433,222,137	5,198,749,301
	歳 出	5,368,323,000	5,034,798,890
町 税 総 額 (円)		2,484,901,575	2,695,131,068
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 (%)		45.7	51.8
町 税 負 担 額 (円)	一人当たり	115,351	124,792
	一世帯当たり	287,372	307,383
歳 出 額	一人当たり	249,203	233,125
	一世帯当たり	620,831	574,224

20		21		22		23	
人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
10,877	100.3	10,823	99.5	10,799	99.8	10,747	99.5
10,746	99.9	10,654	99.1	10,601	99.5	10,522	99.3
21,623	100.1	21,477	99.3	21,400	99.6	21,269	99.4
8,883	101.3	8,921	100.4	8,978	100.6	8,966	99.9
2.43	98.4	2.41	98.8	2.38	99.0	2.37	99.5
1,136.9	100.1	1,129.2	99.3	1,125.1	99.6	1,118.2	99.4

20	21	22	23
5,282,324,024	5,993,413,767	6,646,034,300	5,829,198,000
5,087,157,362	5,668,273,262	6,378,954,274	5,829,198,000
2,699,668,021	2,612,692,210	2,529,963,542	2,444,219,000
51.1	43.6	38.0	41.9
124,852	121,651	118,223	114,919
303,914	292,870	281,796	272,610
235,266	263,923	298,082	274,070
572,685	635,385	710,509	650,145

資料:歳入歳出決算書(平成23年度は当初予算)

4. 平成22年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決算額	構成比	款 別	決算額	構成比
町 税	2,529,964	38.0	議 会 費	94,209	1.5
地 方 譲 与 税	72,456	1.1	総 務 費	1,214,528	19.0
利 子 割 交 付 金	8,786	0.1	民 生 費	1,364,949	21.3
配 当 割 交 付 金	3,428	0.0	衛 生 費	451,139	7.1
株式等譲渡所得割交付金	1,879	0.0	農 林 水 産 業 費	119,086	1.9
地方消費税交付金	160,148	2.4	商 工 費	87,011	1.4
自動車取得税交付金	24,022	0.4	土 木 費	581,205	9.1
地方特例交付金	47,059	0.7	消 防 費	450,607	7.1
地 方 交 付 税	1,021,538	15.4	教 育 費	1,367,606	21.4
交通安全対策特別交付金	4,181	0.1	公 債 費	648,614	10.2
分担金及び負担金	71,669	1.1			
使用料及び手数料	46,197	0.7			
国 庫 支 出 金	1,234,541	18.6			
県 支 出 金	494,944	7.4			
財 産 収 入	4,677	0.1			
寄 附 金	4,120	0.1			
繰 入 金	35,073	0.5			
繰 越 金	233,967	3.5			
諸 収 入	131,085	2.0			
町 債	516,300	7.8			
歳 入 合 計	6,646,034	100.0	歳 出 合 計	6,378,954	100.0

○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

項 目	決算額	構成比	項 目	決算額	構成比
町 民 税	1,190,976	47.1	都 市 計 画 税	94,170	3.7
固 定 資 産 税	1,095,085	43.3	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0
軽 自 動 車 税	28,126	1.1			
町 た ば こ 税	121,607	4.8	町 税 歳 入 合 計	2,529,964	100.0

5. 平成23年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

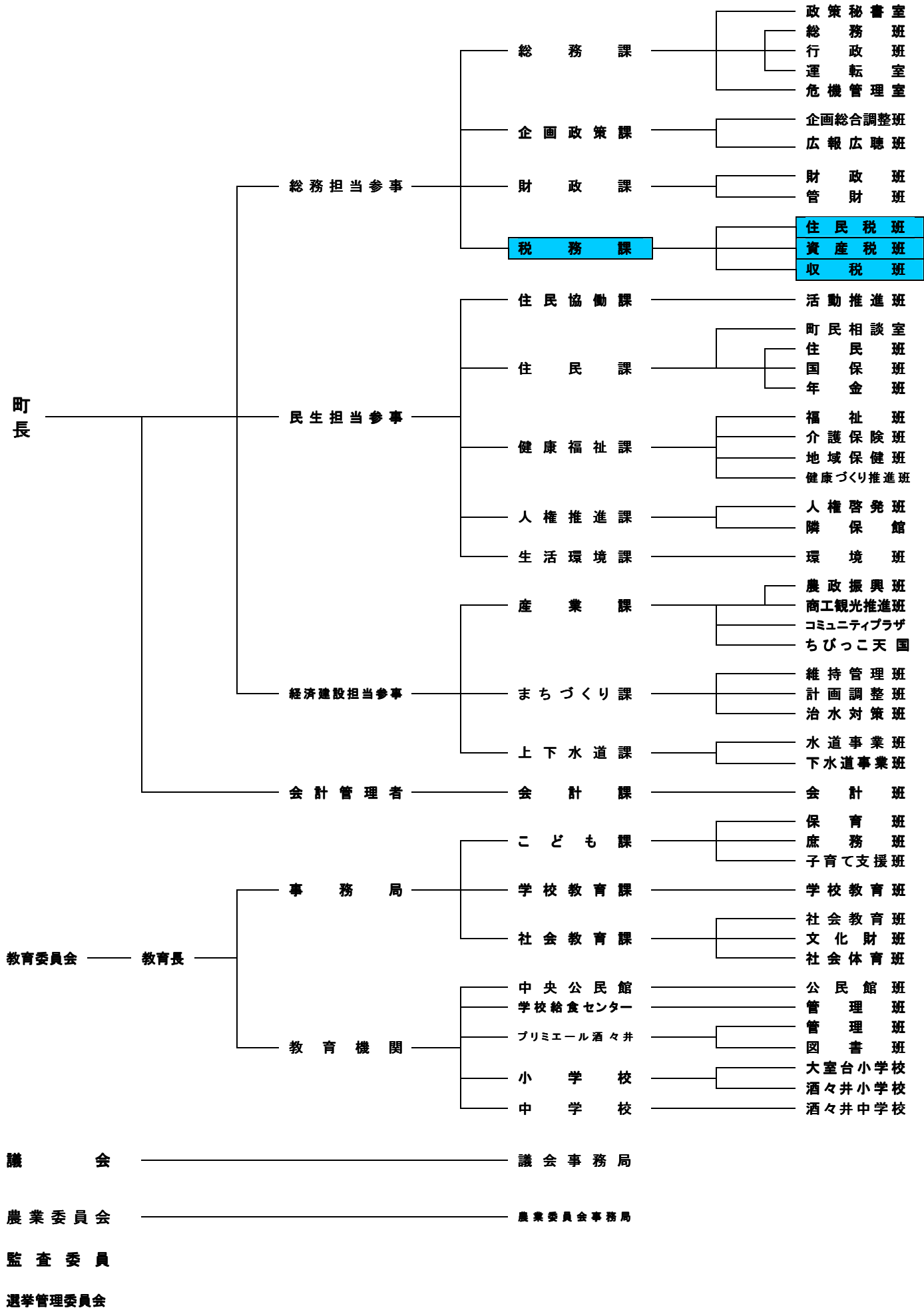
歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
町 税	2,444,219	41.9	議 会 費	102,560	1.8
地 方 譲 与 税	69,500	1.2	総 務 費	834,197	14.3
利 子 割 交 付 金	7,800	0.1	民 生 費	1,449,287	24.9
配 当 割 交 付 金	3,400	0.1	衛 生 費	511,068	8.8
株式等譲渡所得割交付金	2,200	0.0	農 林 水 産 業 費	120,988	2.1
地方消費税交付金	160,000	2.7	商 工 費	113,315	1.9
自動車取得税交付金	24,300	0.4	土 木 費	853,734	14.6
地方特例交付金	36,500	0.6	消 防 費	454,749	7.8
地 方 交 付 税	922,000	15.8	教 育 費	796,322	13.7
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1	公 債 費	582,978	10.0
分担金及び負担金	156,960	2.7	予 備 費	10,000	0.2
使用料及び手数料	49,093	0.8			
国 庫 支 出 金	692,015	11.9			
県 支 出 金	505,839	8.7			
財 産 収 入	3,500	0.1			
寄 附 金	2	0.0			
繰 入 金	86,029	1.5			
繰 越 金	30,000	0.5			
諸 収 入	114,841	2.0			
町 債	517,000	8.9			
歳 入 合 計	5,829,198	100.0	歳 出 合 計	5,829,198	100.1

○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
町 民 税	1,097,822	44.9	都 市 計 画 税	93,317	3.8
固 定 資 産 税	1,093,788	44.8	特 別 土 地 保 有 税	1	0.0
軽 自 動 車 税	28,547	1.2			
町 た ば こ 税	130,744	5.3	町 税 歳 入 合 計	2,444,219	100.0

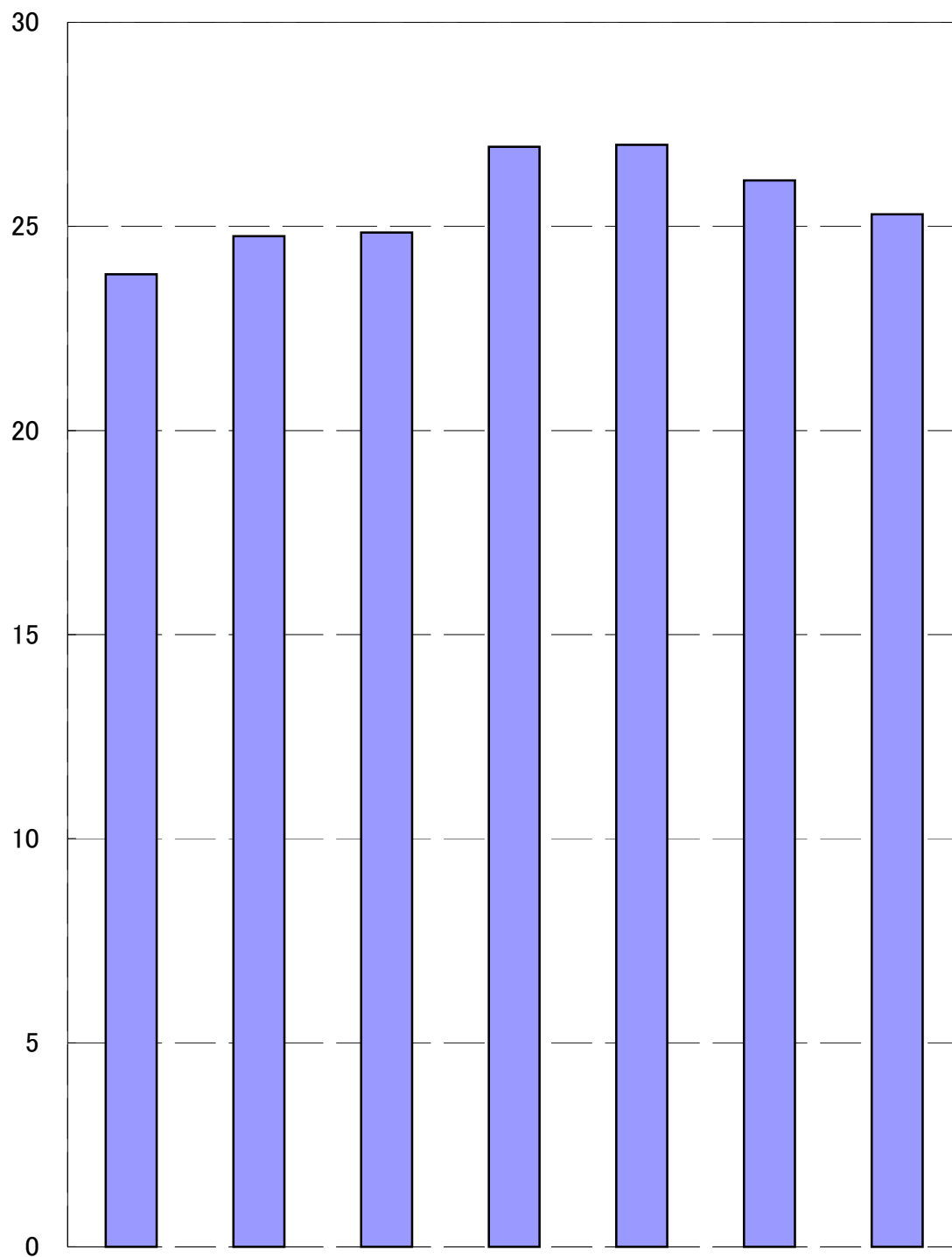
酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

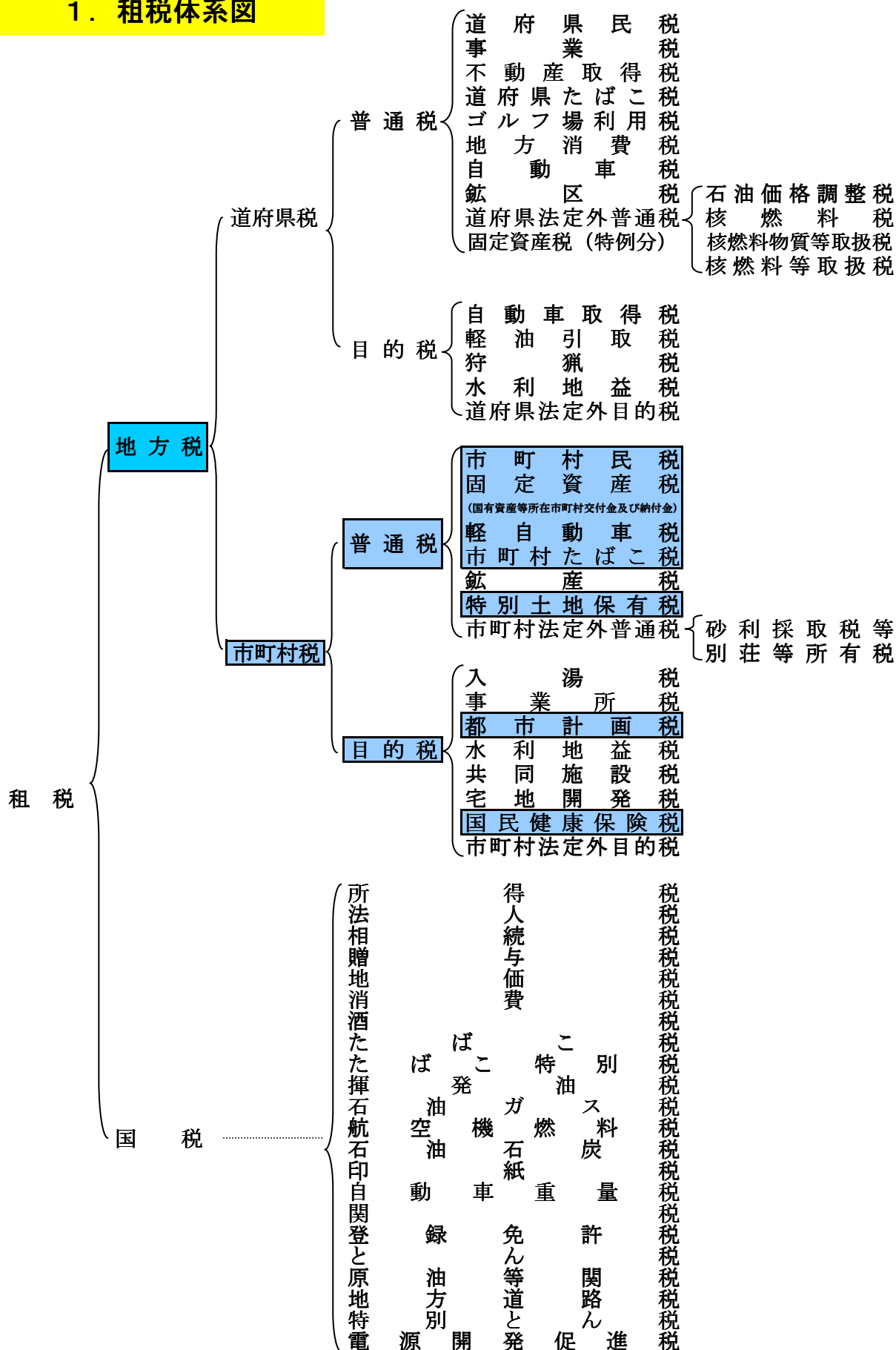
単位：億円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決算額	2,383,044	2,476,544	2,484,901	2,695,131	2,699,668	2,612,692	2,529,964

(単位：千円)

1. 租税体系図



(注) 1. 普通税・・・その収入の使途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税です。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課するものを法定外普通税といいます。

2. 目的税・・・特定の費用に充てるために課される税です。

2.税務事務概要

税関係の委員会等

1.酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職 名	氏 名	住 所	任 期
委 員 長	齋 藤 照 一	下岩橋9 9	平成20年12月22日～平成23年12月21日
職 務 代 理 者	鶴 岡 嘉 廣	酒々井1692	平成20年12月22日～平成23年12月21日
委 員	星 野 建 一 郎	中央台3-3-1 6-302	平成20年12月22日～平成23年12月21日

税務課事務分掌

住 民 税 班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 国税及び県税に関する事
資 産 税 班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収 税 班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 千葉県滞納整理推進機構に関する事
	10. 法人町民税に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
19		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	1	1	5
	資産税班		1	1			2	1	5
	収 税 班			1		1		1	3
	特別徴収室	1		1					2
	計	2	1	4	1	2	3	3	16
20		課 長 (室長)	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	3		6
	資産税班			1		1	1	1	4
	収 税 班			1		1	1		3
	特別徴収室	1		1					2
	計	2	0	4	1	3	5	1	16
21		課 長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	3		6
	資産税班			1		2		1	4
	収 税 班			2		1		1	4
	計	1	0	4	1	4	3	2	15
22		課 長	主幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1	1	1	1	2		6
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	1	4	2	3	3	1	15
23		課 長	主幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1	1	1	2		5
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	0	4	2	3	3	1	14

（平成19・22年度は7月1日現在）

3. 税目別決算額の推移(一般会計)

税目等		年度	18				19			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町 民 税	個人	現	1,009,790	989,210	98.0	106.5	1,253,701	1,222,011	97.5	123.5
		滞	66,491	9,311	14.0	105.7	67,953	10,344	15.2	111.1
		計	1,076,281	998,521	92.8	106.4	1,321,654	1,232,355	93.2	123.4
	法人	現	128,615	127,735	99.3	169.3	113,642	112,785	99.2	88.3
		滞	4,313	1,478	34.3	83.7	3,347	1,206	36.0	81.6
		計	132,928	129,213	97.2	168.8	116,989	113,991	97.4	88.2
	計		1,209,209	1,127,734	93.3	111.2	1,438,643	1,346,346	93.6	119.4
固定資産税	固定資産税	現	1,078,256	1,058,115	98.1	99.3	1,089,858	1,067,692	98.0	100.9
		滞	98,051	12,773	13.0	89.5	98,304	12,820	13.0	100.4
		計	1,176,307	1,070,888	91.0	99.1	1,188,162	1,080,512	90.9	100.9
	交・納付金	現	6,669	6,669	100.0	100.5	5,479	5,479	100.0	82.2
	計		1,182,976	1,077,557	91.1	99.1	1,193,641	1,085,991	91.0	100.8
軽 自 動 車 税		現	23,179	22,143	95.5	106.9	24,729	23,565	95.3	106.4
		滞	2,339	513	21.9	96.9	2,558	563	22.0	109.7
		計	25,518	22,656	88.8	106.7	27,287	24,128	88.4	106.5
町 た ば こ 税		現	139,959	139,959	100.0	95.4	139,643	139,643	100.0	99.8
特 別 土 地 保 有 税		現	20,181	20,181	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減
		滞	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
		計	20,181	20,181	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減
都 市 計 画 税		現	97,844	96,016	98.1	100.1	99,881	97,850	98.0	101.9
		滞	8,993	798	8.9	88.3	8,987	1,173	13.1	147.0
		計	106,837	96,814	90.6	99.9	108,868	99,023	91.0	102.3
合 計	現年課税分		2,504,493	2,460,028	98.2	104.0	2,726,933	2,669,025	97.9	108.5
	滞納繰越分		180,187	24,873	13.8	94.6	181,149	26,106	14.4	105.0
	計		2,684,680	2,484,901	92.6	103.9	2,908,082	2,695,131	92.7	108.5

(単位：千円・%)

20				21				22			
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
1,244,128	1,202,218	96.6	98.4	1,205,494	1,173,789	97.4	97.6	1,104,944	1,077,497	97.5	91.8
81,042	14,318	17.7	138.4	101,617	22,005	21.7	153.7	105,819	16,281	15.4	74.0
1,325,170	1,216,536	91.8	98.7	1,307,111	1,195,794	91.5	98.3	1,210,763	1,093,778	90.3	91.5
116,764	115,363	98.8	102.3	95,385	94,644	99.2	82.0	98,108	96,803	98.7	102.3
2,769	658	23.8	54.6	3,151	786	24.9	119.5	2,721	395	14.5	50.3
119,533	116,021	97.1	101.8	98,536	95,430	96.8	82.3	100,829	97,198	96.4	101.9
1,444,703	1,332,557	92.2	99.0	1,405,647	1,291,224	91.9	96.9	1,311,592	1,190,976	90.8	92.2
1,103,842	1,081,154	97.9	101.3	1,080,142	1,060,246	98.2	98.1	1,098,592	1,078,186	98.1	101.7
96,517	23,268	24.1	181.5	71,618	12,819	17.9	55.1	71,187	11,414	16.0	89.0
1,200,359	1,104,422	92.0	102.2	1,151,760	1,073,065	93.2	97.2	1,169,779	1,089,600	93.1	101.5
5,380	5,380	100.0	98.2	5,380	5,380	100.0	100.0	5,485	5,485	100.0	102.0
1,205,739	1,109,802	92.0	102.2	1,157,140	1,078,445	93.2	97.2	1,175,264	1,095,085	93.2	101.5
26,283	24,933	94.9	105.8	27,759	26,234	94.5	105.2	28,878	27,396	94.9	104.4
2,880	552	19.2	98.0	3,241	663	20.5	120.1	3,706	730	19.7	110.1
29,163	25,485	87.4	105.6	31,000	26,897	86.8	105.5	32,584	28,126	86.3	104.6
130,461	130,461	100.0	93.4	121,493	121,494	100.0	93.1	121,607	121,607	100.0	100.1
415	415	100.0	皆増	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
415	415	0.0	皆増	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	0.0
100,892	98,818	97.9	101.0	95,213	93,460	98.2	94.6	94,903	93,140	98.1	99.7
8,818	2,130	24.2	181.6	6,555	1,172	17.9	55.0	6,450	1,030	16.0	87.9
109,710	100,948	92.0	101.9	101,768	94,632	93.0	93.7	101,353	94,170	92.9	99.5
2,728,166	2,658,742	97.5	99.6	2,630,866	2,575,247	97.9	96.9	2,552,517	2,500,114	97.9	97.1
192,026	40,926	21.3	156.8	186,182	37,445	20.1	91.5	189,883	29,850	15.7	79.7
2,920,192	2,699,668	92.4	100.2	2,817,048	2,612,692	92.7	96.8	2,742,400	2,529,964	92.3	96.8

資料：平成18年度～平成22年度決算統計書

4. 平成22年度町税決算状況(一般会計)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
1 町 民 税	1,154,480,000	1,311,592,071	1,190,976,105
(個人) 現 年 課 税 分	1,061,634,000	1,104,943,933	1,077,496,883
滞 納 繰 越 分	12,137,000	105,818,891	16,281,322
計	1,073,771,000	1,210,762,824	1,093,778,205
(法人) 現 年 課 税 分	80,409,000	98,108,500	96,802,900
滞 納 繰 越 分	300,000	2,720,747	395,000
計	80,709,000	100,829,247	97,197,900
2 固 定 資 産 税	1,067,521,000	1,175,263,443	1,095,084,857
現 年 課 税 分	1,052,737,000	1,098,592,000	1,078,186,220
滞 納 繰 越 分	9,300,000	71,186,643	11,413,837
計	1,062,037,000	1,169,778,643	1,089,600,057
交 付 金 及 び 納 付 金	5,484,000	5,484,800	5,484,800
3 軽 自 動 車 税	27,885,000	32,583,978	28,125,478
現 年 課 税 分	27,298,000	28,877,900	27,395,800
滞 納 繰 越 分	587,000	3,706,078	729,678
4 町 た ば こ 税	114,409,000	121,607,185	121,607,185
5 特 別 土 地 保 有 税	1,000	0	0
現 年 課 税 分	1,000	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0
6 都 市 計 画 税	93,059,000	101,353,390	94,169,917
現 年 課 税 分	92,288,000	94,902,800	93,140,030
滞 納 繰 越 分	771,000	6,450,590	1,029,887
現 年 課 税 分 合 計	2,434,260,000	2,552,517,118	2,500,113,818
滞 納 繰 越 分 合 計	23,095,000	189,882,949	29,849,724
合 計	2,457,355,000	2,742,400,067	2,529,963,542

不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率	平成21年度 収 納 率	平成20年度 収 納 率
5, 147, 294	115, 468, 672	90. 80	91. 86	92. 24
0	27, 447, 050	97. 52	97. 37	96. 63
4, 816, 994	84, 720, 575	15. 39	21. 65	17. 67
4, 816, 994	112, 167, 625	90. 34	91. 48	91. 80
0	1, 305, 600	98. 67	99. 22	98. 80
330, 300	1, 995, 447	14. 52	24. 94	23. 79
330, 300	3, 301, 047	96. 40	96. 85	97. 06
5, 390, 371	74, 788, 215	93. 18	93. 20	92. 04
0	20, 405, 780	98. 14	98. 16	97. 94
5, 390, 371	54, 382, 435	16. 03	17. 90	24. 11
5, 390, 371	74, 788, 215	93. 15	93. 17	92. 01
0	0	100. 00	100. 00	100. 00
295, 800	4, 162, 700	86. 32	86. 77	87. 39
0	1, 482, 100	94. 87	94. 51	94. 86
295, 800	2, 680, 600	19. 69	20. 46	19. 15
0	0	100. 00	100. 00	100. 00
0	0	0. 00	0. 00	100. 00
0	0	0. 00	0. 00	100. 00
0	0	0. 00	0. 00	0. 00
495, 350	6, 688, 123	92. 91	92. 99	92. 01
0	1, 762, 770	98. 14	98. 16	97. 94
495, 350	4, 925, 353	15. 97	17. 89	24. 16
0	52, 403, 300	97. 95	97. 89	97. 46
11, 328, 815	148, 704, 410	15. 72	20. 11	21. 31
11, 328, 815	201, 107, 710	92. 25	92. 75	92. 45

5. 町税税率の経緯

区分		年度	56	57	58	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,000円		県民税 500円	
		町民税	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
			30万円以下の金額		2	0
			30万円を超え45万円以下の金額		3	3,000
			45万円を超え70万円以下の金額		4	7,500
			70万円を超え100万円以下の金額		5	14,500
			100万円を超え130万円以下の金額		6	24,500
			130万円を超え230万円以下の金額		7	37,500
			230万円を超え370万円以下の金額		8	60,500
			370万円を超え570万円以下の金額		9	97,500
570万円を超え950万円以下の金額			10	154,500		
950万円を超え1,900万円以下の金額			11	249,500		
1,900万円を超え2,900万円以下の金額			12	439,500		
2,900万円を超え4,900万円以下の金額			13	729,500		
4,900万円を超える金額			14	1,219,500		
県民税		150万円以下の金額		2	0	
		150万円を超える金額		4	30,000	
税人	法人均等割	法人税割	資本金の金額		従業者数	税率
			1,000万円以下			8,000円
			1,000万円を超え1億円以下の金額			24,000円
			1億円を超え10億円以下の金額		100人以下	24,000円
					100人超	80,000円
			10億円を超え50億円以下の金額		100人以下	80,000円
					100人超	400,000円
			50億円を超える金額		100人以下	80,000円
					100人超	800,000円
			資本金の金額		従業者数	税率
1,000万円以下		50人以下	16,000円			
		50人超	48,000円			
1,000万円を超え1億円以下の金額		50人以下	48,000円			
		50人超	60,000円			
1億円を超え10億円以下の金額		50人以下	60,000円			
		50人超	160,000円			
10億円を超え50億円以下の金額		50人以下	160,000円			
		50人超	700,000円			
50億円を超える金額		50人以下	160,000円			
		50人超	1,200,000円			
法人税割		12.1%	昭和55年8月以降	12.3%		
固定資産税		1.4%	免税点	土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円		
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 700円 二輪 2,200円 90cc以下 1,100円 三輪 2,850円 125cc以下 1,450円 四輪 小型特殊自動車 貨物 営業用 2,900円 農耕用 1,450円 自家用 3,650円 その他 4,300円 乗用 営業用 5,200円 二輪の小型自動車 3,650円 自家用 6,500円				
町たばこ消費税		18.1%				
電気税		5% (2,400円)	昭和55年6月以降	5% (3,600円)		
ガス税		2% (7,000円)	昭和55年6月以降	2% (10,000円)	昭和57年6月以降 2% (12,000円)	
木材取引税		2%				
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	所得割	4.05%	5.04%	6.23%		
	資産割	29%	34%	37%		
	均等割	5,000円	5,700円	6,000円		
	平等割	8,000円	9,300円	10,000円		
	課税限度額	240,000円				

(注意) 固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税の()内は免税点を示す。

区分		年度	61	62																																																			
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円																																																				
		町民税	<table><tr><th>課税標準額</th><th>税率(%)</th><th>速算控除(円)</th></tr><tr><td>20万円以下の金額</td><td>2.5</td><td>0</td></tr><tr><td>20万円を超え45万円以下の金額</td><td>3</td><td>1,000</td></tr><tr><td>45万円を超え70万円以下の金額</td><td>4</td><td>5,500</td></tr><tr><td>70万円を超え95万円以下の金額</td><td>5</td><td>12,500</td></tr><tr><td>95万円を超え120万円以下の金額</td><td>6</td><td>22,000</td></tr><tr><td>120万円を超え220万円以下の金額</td><td>7</td><td>34,000</td></tr><tr><td>220万円を超え370万円以下の金額</td><td>8</td><td>56,000</td></tr><tr><td>370万円を超え570万円以下の金額</td><td>9</td><td>93,000</td></tr><tr><td>570万円を超え950万円以下の金額</td><td>10</td><td>150,000</td></tr><tr><td>950万円を超え1,900万円以下の金額</td><td>11</td><td>245,000</td></tr><tr><td>1,900万円を超え2,900万円以下の金額</td><td>12</td><td>435,000</td></tr><tr><td>2,900万円を超え4,900万円以下の金額</td><td>13</td><td>725,000</td></tr><tr><td>4,900万円を超える金額</td><td>14</td><td>1,215,000</td></tr><tr><td>県民税</td><td></td><td></td></tr><tr><td>150万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>150万円を超える金額</td><td>4</td><td>30,000</td></tr></table>		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	20万円以下の金額	2.5	0	20万円を超え45万円以下の金額	3	1,000	45万円を超え70万円以下の金額	4	5,500	70万円を超え95万円以下の金額	5	12,500	95万円を超え120万円以下の金額	6	22,000	120万円を超え220万円以下の金額	7	34,000	220万円を超え370万円以下の金額	8	56,000	370万円を超え570万円以下の金額	9	93,000	570万円を超え950万円以下の金額	10	150,000	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	245,000	1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12	435,000	2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13	725,000	4,900万円を超える金額	14	1,215,000	県民税			150万円以下の金額	2	0	150万円を超える金額	4	30,000
			課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																																		
			20万円以下の金額	2.5	0																																																		
			20万円を超え45万円以下の金額	3	1,000																																																		
			45万円を超え70万円以下の金額	4	5,500																																																		
			70万円を超え95万円以下の金額	5	12,500																																																		
			95万円を超え120万円以下の金額	6	22,000																																																		
			120万円を超え220万円以下の金額	7	34,000																																																		
			220万円を超え370万円以下の金額	8	56,000																																																		
370万円を超え570万円以下の金額	9		93,000																																																				
570万円を超え950万円以下の金額	10		150,000																																																				
950万円を超え1,900万円以下の金額	11		245,000																																																				
1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12		435,000																																																				
2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13		725,000																																																				
4,900万円を超える金額	14		1,215,000																																																				
県民税																																																							
150万円以下の金額	2		0																																																				
150万円を超える金額	4		30,000																																																				
法人税	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	40,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	120,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	150,000円	50人超	400,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	400,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人以下	400,000円	50人超	3,000,000円																								
		資本金の金額	従業者数	税率																																																			
		1,000万円以下	50人以下	40,000円																																																			
			50人超	120,000円																																																			
		1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	120,000円																																																			
			50人超	150,000円																																																			
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	150,000円																																																			
			50人超	400,000円																																																			
		10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	400,000円																																																			
			50人超	1,750,000円																																																			
50億円を超える金額	50人以下	400,000円																																																					
	50人超	3,000,000円																																																					
法人税割	12.3%																																																						
固定資産税	1.4%	免税点	<table><tr><td>土地</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>家屋</td><td>80,000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,000,000円</td></tr></table>		土地	150,000円	家屋	80,000円	償却資産	1,000,000円																																													
土地	150,000円																																																						
家屋	80,000円																																																						
償却資産	1,000,000円																																																						
軽自動車	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td><td></td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td></td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td></td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農耕用</td><td>1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td><td></td></tr></table>				原動機付自転車	軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪 2,400円	90cc以下	1,200円	三輪 3,100円	125cc以下	1,600円	四輪	ミニカー		貨物 営業用 3,000円	50cc以下	2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車		乗用 営業用 5,500円	農耕用	1,600円	自家用 7,200円	その他	4,700円		二輪の小型自動車	4,000円																						
原動機付自転車	軽自動車																																																						
50cc以下	1,000円	二輪 2,400円																																																					
90cc以下	1,200円	三輪 3,100円																																																					
125cc以下	1,600円	四輪																																																					
ミニカー		貨物 営業用 3,000円																																																					
50cc以下	2,500円	自家用 4,000円																																																					
小型特殊自動車		乗用 営業用 5,500円																																																					
農耕用	1,600円	自家用 7,200円																																																					
その他	4,700円																																																						
二輪の小型自動車	4,000円																																																						
町たばこ消費税	従価割 14.3%	従量割	千本につき640円																																																				
電気税																																																							
ガス税																																																							
木材取引税				税目廃止																																																			
特別土地保有税	保有分 1.4% (5,000㎡以上)	取得分 3% (5,000㎡以上)																																																					
都市計画税	0.2%																																																						
国民健康保険税	所得割	5.7%		5.7%																																																			
	資産割	34%		34%																																																			
	均等割	8,000円		8,000円																																																			
	平等割	14,000円		14,000円																																																			
	課税限度額	370,000円		390,000円																																																			

63	元	2
----	---	---

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町 民 税	6 0 万円以下の金額	3	0
	6 0 万円を超え 1 3 0 万円以下の金額	5	12, 000
	1 3 0 万円を超え 2 6 0 万円以下の金額	7	38, 000
	2 6 0 万円を超え 4 6 0 万円以下の金額	8	64, 000
	4 6 0 万円を超え 9 5 0 万円以下の金額	10	156, 000
	9 5 0 万円を超え 1, 9 0 0 万円以下の金額	11	251, 000
	1, 9 0 0 万円を超える金額	12	441, 000
	1 5 0 万円以下の金額	2	0
	1 5 0 万円を超え 2 6 0 万円以下の金額	3	13, 000
	2 6 0 万円を超える金額	4	39, 000

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町 民 税	120万円以下の金額	3	0
	120万円を超え500万円以下の金額	8	60,000
	500万円を超える金額	11	210,000
	500万円以下の金額	2	0
	500万円を超える金額	4	100,000

	従量税 千本につき 1, 9 9 7 円 元年度よりたばこ消費税から (旧 3 級品千本につき 9 4 8 円) たばこ税に変更
	税目廃止
	税目廃止

6. 08%	6. 48%
34%	34%
8, 5 0 0 円	8, 5 0 0 円
1 4, 5 0 0 円	1 4, 5 0 0 円
4 0 0, 0 0 0 円	4 2 0, 0 0 0 円

区分		年度	3	4	5	6																												
町 民 税	個 人	均 等 割	町民税 1,500円 県民税 700円																															
		所 得 割	<table><tr><td colspan="2">課 税 標 準 額</td><td>税率(%)</td><td>速算控除 (円)</td></tr><tr><td rowspan="3">町民税</td><td>160万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>160万円を超え550万円以下の金額</td><td>8</td><td>80,000</td></tr><tr><td>550万円を超える金額</td><td>11</td><td>245,000</td></tr><tr><td rowspan="2">県民税</td><td>550万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>550万円を超える金額</td><td>4</td><td>110,000</td></tr></table>				課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)	町民税	160万円以下の金額	3	0	160万円を超え550万円以下の金額	8	80,000	550万円を超える金額	11	245,000	県民税	550万円以下の金額	2	0	550万円を超える金額	4	110,000							
			課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)																												
			町民税	160万円以下の金額	3	0																												
				160万円を超え550万円以下の金額	8	80,000																												
	550万円を超える金額	11		245,000																														
	県民税	550万円以下の金額	2	0																														
		550万円を超える金額	4	110,000																														
	法 人	均 等 割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金 額</td><td>50人以下</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>				資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	40,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	120,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	150,000円	50人超	400,000円	10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	400,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金 額	50人以下	400,000円	50人超	3,000,000円
			資本金の金額	従業者数	税 率																													
1,000万円以下			50人以下	40,000円																														
			50人超	120,000円																														
1,000万円を超え 1億円以下の金額			50人以下	120,000円																														
			50人超	150,000円																														
1億円を超え10億 円以下の金額			50人以下	150,000円																														
			50人超	400,000円																														
10億円を超え50億 円以下の金額		50人以下	400,000円																															
		50人超	1,750,000円																															
50億円を超える金 額	50人以下	400,000円																																
	50人超	3,000,000円																																
法人税割	12.3%																																	
固 定 資 産 税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																														
軽 自 動 車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二輪 2,400円 90cc以下1,200円 三輪 3,100円 125cc以下1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用3,000円 50cc以下2,500円 自家用4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用5,500円 農 耕 用 1,600円 自家用7,200円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円																																
町 た ば こ 税		従量税 千本につき1,997円 (旧3級品千本につき948円)																																
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																
都 市 計 画 税		0.2%																																
国民健康 保険税	所 得 割	6.6%		7.0%	7.0%																													
	資 産 割	34%		34%	34%																													
	均 等 割	9,000円		10,000円	10,000円																													
	平 等 割	15,000円		16,000円	16,000円																													
	課税限度額	440,000円		460,000円	500,000円																													

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	11	310,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	4	140,000

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	12	380,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	3	70,000

平成6年4月1日 以降に終了する 事業年度から適用	資本金の金額	従業員数	税 率
	1,000万円以下	50人以下	50,000円
		50人超	120,000円
	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円
		50人超	150,000円
	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円
		50人超	400,000円
	10億円を超える金額	50人以下	410,000円
	10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750,000円
	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円

区分		年度	10	11																										
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table><tr><th colspan="2">課税標準額</th><th>税率(%)</th><th>速算控除(円)</th></tr><tr><td>町民税</td><td>200万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>200万円を超え 700万円以下の金額</td><td>8</td><td>100,000</td></tr><tr><td></td><td>700万円を超える金額</td><td>12</td><td>380,000</td></tr><tr><td>県民税</td><td>700万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>700万円を超える金額</td><td>3</td><td>70,000</td></tr></table>		課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	町民税	200万円以下の金額	3	0		200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000		700万円を超える金額	12	380,000	県民税	700万円以下の金額	2	0		700万円を超える金額	3	70,000		
			課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																								
			町民税	200万円以下の金額	3	0																								
				200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000																								
		700万円を超える金額	12	380,000																										
	県民税	700万円以下の金額	2	0																										
		700万円を超える金額	3	70,000																										
	法人税割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え 50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え 50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税率																										
1,000万円以下		50人以下	50,000円																											
		50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額		50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																												
1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
10億円を超え 50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
均等割		12.3%																												
固定資産税		1.4% 免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																												
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農耕用 1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>その他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>		原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農耕用 1,600円	自家用 7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円								
原動機付自転車	軽自動車																													
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																													
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																													
125cc以下 1,600円	四輪																													
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																													
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																													
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																													
農耕用 1,600円	自家用 7,200円																													
その他 4,700円																														
二輪の小型自動車 4,000円																														
町たばこ税		<table><tr><td>従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)</td><td>従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)</td></tr></table>		従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)	従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)																									
従量税 千本につき 2,434円 (旧3級品千本につき 1,155円)	従量税 千本につき 2,668円 (旧3級品千本につき 1,266円)																													
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	所得割	7.0%																												
	資産割	35%																												
	均等割	15,000円																												
	平等割	20,000円																												
	課税限度額	530,000円																												

区分			年度	12	13	14	
町民税	個人	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円				
		所得割					
			課税標準額			税率(%)	速算控除(円)
			町民税	200万円以下の金額	3	0	
				200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000	
	700万円を超える金額			10	240,000		
	県民税	700万円以下の金額	2	0			
		700万円を超える金額	3	70,000			
	法人	均等割					
税	法人	均等割					
法人税割			12.3%				
固定資産税			1.4% 免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円				
軽自動車			原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 125cc以下 1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用 3,000円 50cc以下 2,500円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用 5,500円 農耕用 1,600円 自家用 7,200円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円				
町たばこ税			従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)				
特別土地保有税			保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)				
都市計画税			0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.0%			7.2%	
		資産割	35%			33%	
		均等割	15,000円			17,000円	
		平等割	20,000円			20,000円	
		課税限度額	530,000円			530,000円	
	介護納付金課税額	所得割	0.8%			0.8%	
		均等割	9,000円			9,000円	
		課税限度額	70,000円			70,000円	

区分			年度	15	16	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円		町民税 3,000円 県民税 1,000円	
		課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	
		町民税	200万円以下の金額		3	0
			200万円を超え 700万円以下の金額		8	100,000
			700万円を超える金額		10	240,000
			県民税	700万円以下の金額		2
		700万円を超える金額		3	70,000	
		税人	法人均等割	資本金の金額		従業者数
1,000万円以下	50人以下			50,000円		
	50人超			120,000円		
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下			130,000円		
	50人超			150,000円		
1億円を超え 10億円以下の金額	50人以下			160,000円		
	50人超			400,000円		
10億円を超える金額	50人以下			410,000円		
	10億円を超え 50億円以下の金額			50人超	1,750,000円	
50億円を超える金額				50人超	3,000,000円	
法人税割		12.30%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三輪 3,100円 125cc以下 1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用 3,000円 50cc以下 2,500円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用 5,500円 農耕用 1,600円 自家用 7,200円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円				
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)				
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%			
		資産割	26.6%			
		均等割	19,500円			
		平等割	22,500円			
		課税限度額	530,000円			
	介護納付金課税額	所得割	0.8%			
均等割		9,000円				
課税限度額		70,000円				

区分			年度	17	18	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税		町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	
		所得割			※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	
			課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
			町民税	200万円以下の金額	3	0
			町民税	200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000
	法人税割	均等割	700万円を超える金額	10	240,000	
			700万円以下の金額	2	0	
			700万円を超える金額	3	70,000	
		法人税割	12.30%			
固定資産税			1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円		
町たばこ税			千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)		
特別土地保有税			課税停止			
都市計画税			0.2%			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%		8.3%	
		資産割	26.6%		25.0%	
		均等割	19,500円		29,400円	
		平等割	22,500円		31,200円	
		課税限度額	530,000円		530,000円	
	介護納付金課税額	所得割	0.8%		1.4%	
		均等割	9,000円		13,000円	
		課税限度額	70,000円		90,000円	

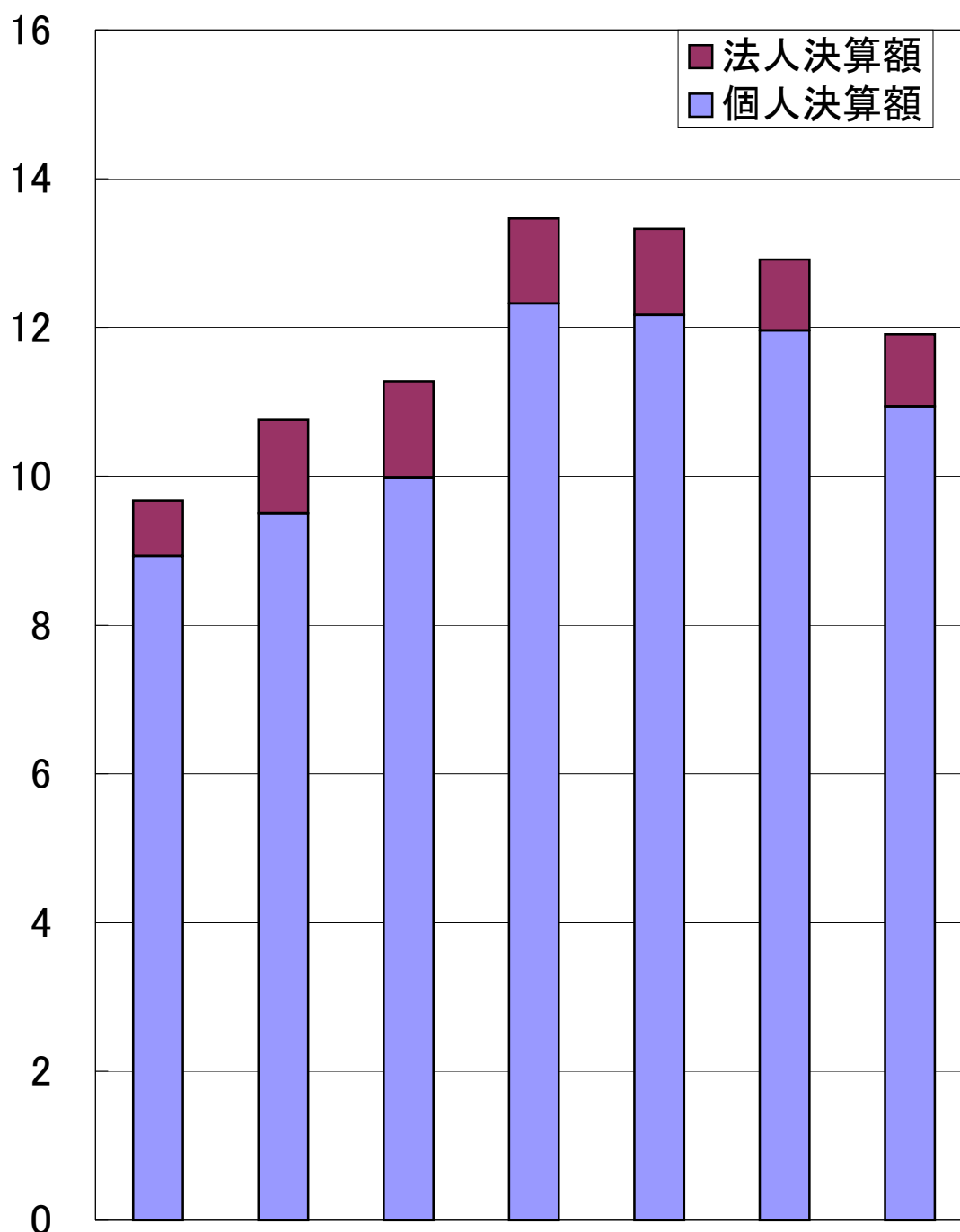
区分			年度	19	20																															
町民税	個人	均 等 割	町民税 3,000円 県民税 1,000円		町民税 3,000円 県民税 1,000円																															
			※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである		※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである																															
			・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円		・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																															
			・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円		・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																															
	所 得 割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％		町民税	6%	県民税	4%	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％		町民税	6%	県民税	4%																
		平成19年度～																																		
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％																																			
	町民税	6%																																		
	県民税	4%																																		
	平成19年度～																																			
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10％																																				
町民税	6%																																			
県民税	4%																																			
人		※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである		※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである																																
		・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税		・平成20年度 全額課税																																
税	法人	均 等 割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>			資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円			
			資本金の金額	従業者数	税 率																															
			1,000万円以下	50人以下	50,000円																															
				50人超	120,000円																															
			1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																															
				50人超	150,000円																															
			1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																															
				50人超	400,000円																															
			10億円を超える金額	50人以下	410,000円																															
				50人超	1,750,000円																															
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																																		
	50人超	3,000,000円																																		
法人税割	12.30%																																			
固 定 資 産 税			1.4%	免税点	<table><tr><td>土 地</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>家 屋</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr></table>	土 地	300,000円	家 屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																									
土 地	300,000円																																			
家 屋	200,000円																																			
償却資産	1,500,000円																																			
軽 自 動 車			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二 輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三 輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四 輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2,500円</td><td>自家用 4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5,500円</td></tr><tr><td>農 耕 用 1,600円</td><td>自家用 7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2,400円</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二 輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三 輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四 輪	ミニカー	貨物 営業用 3,000円	50cc以下 2,500円	自家用 4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円	農 耕 用 1,600円	自家用 7,200円	小型特殊1,000cc以下 2,400円		そ の 他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円										
原動機付自転車	軽自動車																																			
50cc以下 1,000円	二 輪 2,400円																																			
90cc以下 1,200円	三 輪 3,100円																																			
125cc以下 1,600円	四 輪																																			
ミニカー	貨物 営業用 3,000円																																			
50cc以下 2,500円	自家用 4,000円																																			
小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円																																			
農 耕 用 1,600円	自家用 7,200円																																			
小型特殊1,000cc以下 2,400円																																				
そ の 他 4,700円																																				
二輪の小型自動車 4,000円																																				
町 た ば こ 税			千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																																
特別土地保有税			課税停止																																	
都 市 計 画 税			0.2%																																	
国民健康保険税	基礎課税額	所 得 割	8.3%		5.6%																															
		資 産 割	25.0%		25.0%																															
		均 等 割	29,400円		23,000円																															
		平 等 割	31,200円		31,200円																															
		課税限度額	530,000円		470,000円																															
		課税限度額																																		
	後期高齢者支援金	所 得 割			2.7%																															
		均 等 割			6,400円																															
		課税限度額			120,000円																															
	介護納付金課税額	所 得 割	1.4%		1.4%																															
均 等 割		13,000円		13,000円																																
課税限度額		90,000円		90,000円																																

区分			年度	21	22																																												
町民税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円		町民税 3,000円 県民税 1,000円																																												
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																												
	平成19年度～																																																
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																																
町民税	6%																																																
県民税	4%																																																
平成19年度～																																																	
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																																	
町民税	6%																																																
県民税	4%																																																
法人	法人	均等割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税率</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td></td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td></td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td></td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円		50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円		50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円		50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円															
		資本金の金額	従業者数	税率																																													
	1,000万円以下	50人以下	50,000円																																														
	50人超	120,000円																																															
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																																															
	50人超	150,000円																																															
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																																															
	50人超	400,000円																																															
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																															
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																																															
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																																															
法人税割		12.30%																																															
固定資産税			1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																																													
軽自動車			<table><tr><td colspan="2">原動機付自転車</td><td colspan="2">軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td><td>四輪</td><td></td></tr><tr><td>ミニカー</td><td></td><td>貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>2,500円</td><td>自家用</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td></td><td>乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>農耕用</td><td>1,600円</td><td>自家用</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下</td><td>2,400円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>4,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td><td></td><td></td></tr></table>			原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物 営業用	3,000円	50cc以下	2,500円	自家用	4,000円	小型特殊自動車		乗用 営業用	5,500円	農耕用	1,600円	自家用	7,200円	小型特殊1,000cc以下	2,400円			その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																															
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																														
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																														
125cc以下	1,600円	四輪																																															
ミニカー		貨物 営業用	3,000円																																														
50cc以下	2,500円	自家用	4,000円																																														
小型特殊自動車		乗用 営業用	5,500円																																														
農耕用	1,600円	自家用	7,200円																																														
小型特殊1,000cc以下	2,400円																																																
その他	4,700円																																																
二輪の小型自動車	4,000円																																																
町たばこ税			千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																																													
特別土地保有税			課税停止																																														
都市計画税			0.2%																																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%	5.6%																																													
		資産割	25.0%	25.0%																																													
		均等割	23,000円	23,000円																																													
		平等割	31,200円	31,200円																																													
		課税限度額	470,000円	470,000円																																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%	2.7%																																													
		均等割	6,400円	6,400円																																													
		課税限度額	120,000円	120,000円																																													
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%																																													
		均等割	13,000円	13,000円																																													
		課税限度額	90,000円	90,000円																																													

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合 計	967,279	1,075,850	1,127,734	1,346,346	1,332,557	1,291,224	1,190,976
個人決算額	893,092	950,656	998,521	1,232,355	1,216,536	1,195,794	1,093,778
法人決算額	74,187	125,194	129,213	113,991	116,021	95,430	97,198

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

(1) 町内に住所がある人

(2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額
・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額
・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料の両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額}) = \text{限度額：70,000円}$

・地震保険料控除

ア 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000円を超える場合：25,000円

イ 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合：10,000 円

ウ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

＝限度額：25,000 円

・ 障害者控除：一人につき 2 6 万円（特別障害者の場合：3 0 万円）

・ 寡婦（寡夫）控除：2 6 万円（特定寡婦の場合：3 0 万円）

・ 勤労学生控除：2 6 万円

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者：3 3 万円

イ 老人控除対象配偶者（7 0 歳以上）：3 8 万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：5 6 万円

エ 老人控除対象配偶者（7 0 歳以上）特別障害者で、かつ、同居している場合：6 1 万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1, 0 0 0 万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額（円）	控除額（円）	配偶者の所得金額（円）	控除額（円）
配偶者特別控除は受けられません。 （平成 16 年度税制改正。平成 17 年度分から適用）		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～759,999	30,000
		760,000～	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき 33 万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満）の場合、一人につき 45 万円、また、老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 38 万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 45 万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき 56 万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき 68 万円、また、老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 61 万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70 歳以上）である場合は、一人につき 68 万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税 3,000 円・県民税 1,000 円（標準課税）

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率	県民税の税率
	土地、建物等の長期譲渡所得	3 %	2 %
②	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000 万円以下の部分 2.4% 2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円以下の部分 1.6% 2,000 万円超の部分 2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000 万円以下の部分 2.4% 6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円以下の部分 1.6% 6,000 万円超の部分 2%
	③ 土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡 3%）	3.6%（国等に対する譲渡 2%）
④	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%
⑤	上場株式等に係る配当所得	1.8%	1.2%
⑥	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%	1.2%
⑥	株式等に係る譲渡所得等	3 %	2 %
⑦	先物取引等に係る雑所得等	3 %	2 %

土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

②長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円(県民税 32 万円)+(課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%(町 2.4%、県 1.6%)=所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

③短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×9%(町 5.4%、県 3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア (土地等に係る課税事業所得等の金額)×12%(町 7.2%、県 4.8%)=所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{(土地等に係る課税事業所得等の金額)+(課税総所得金額)×(通常の税率)}

－(課税総所得金額)×(通常の税率)}×110%=所得割額

⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町 3%、県 2%)の税率により所得割が課税される。

ただし、特例措置として平成 15 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3%(町 1.8%、県 1.2%)の軽減税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	申告分離課税 譲渡益×20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%) ＜平成 15～25 年の譲渡の特例＞ 譲渡益×10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%) (注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 21 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失の金額のうち、控除しきれない金額については、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。以下同じ。）と損益通算が可能である。また、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除が可能である。 ※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益×20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5 %（町 3 %、県 2 %）の税率により所得割が課税される。

（3）所得割額の計算

○一般的な例……………（所得金額）－（所得控除額）＝（課税所得金額）

（課税所得金額）×税率－税額控除＝所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

③ 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

④ 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

（算出税額①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦

－調整控除額－配当控除額－住宅借入金等特別税額控除額－寄附金税額控除）－外国税額控除額＝所得割額

⑦配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。（平成 19 年度分以後適用）

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合
次のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

イ. 5 万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
①イ－①ロ－200 万円}の 5%（町民税 3%、県民税 2%）
ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とする。

人的控除の一覧

（単位：万円）

控 除 の 種 類	住民税	所得税	差 額
障害者控除	26	2 7	1
特別障害者（身体上 1～2 級）	30	4 0	1 0
寡婦（寡夫）控除	26	2 7	1
特定寡婦（所得 500 万円以下、子有）	30	3 5	5
勤労学生控除（所得 65 万円以下）	26	2 7	1
配偶者控除（所得 38 万円以下）	33	3 8	5
老人控除対象配偶者（70 歳以上）	38	4 8	1 0
同居の特障の控除対象配偶者	56	7 3	1 7
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	8 3	2 2
配偶者特別控除（所得 76 万円未満）	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	3 8	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	3 6	3
扶養控除（所得 38 万円以下）	33	3 8	5
特定扶養親族（16 歳～22 歳）	45	6 3	1 8
老人扶養親族（70 歳以上）	38	4 8	1 0
同居老親等扶養親族（70 歳以上）	45	5 8	1 3
同居の特別障害者	56	7 3	1 7
同居の特障の特定扶養親族	68	9 8	3 0
同居の特障の老人扶養親族	61	8 3	2 2
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	9 3	2 5
基礎控除	33	3 8	5

※老年者控除は平成 18 年度分（所得税平成 17 年分）から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度である。

課税所得金額 種 類		1,000 万円 以下の部分		1,000 万円 超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成 11 年から平成 18 年まで又は、平成 21 年から平成 25 年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象になり、個人住民税の所得割額から控除する。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となる。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た金額（97,500 円を超えるときは、97,500 円）

(エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除である。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除する。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められている。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除する。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当する。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1) に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割(標準税率): 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年 度 区 分		19		20		21 ※ 1		22		23	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均 等 割 の み	709	1,982	747	2,241	419	1,257	544	1,632	499	1,497
	均等割＋所得割	4,287	388,873	4,250	383,854	3,108	351,602	2,800	284,974	2,829	277,219
	計	4,996	390,855	4,997	386,095	3,527	352,859	3,344	286,606	3,328	278,716
年金特別徴収	均 等 割 の み					264	792	224	672	290	870
	均等割＋所得割					1,268	36,722	1,412	71,899	1,421	73,527
	計					1,532	37,514	1,636	72,571	1,711	74,397
給与特別徴収	均 等 割 の み	159	475	153	459	153	459	161	483	156	468
	均等割＋所得割	5,443	860,920	5,507	828,001	5,401	780,914	5,284	708,485	5,133	675,465
	計	5,602	861,395	5,660	828,460	5,554	781,373	5,445	708,968	5,289	675,933
合 計	均 等 割 の み	868	2,457	900	2,700	836	2,508	929	2,787	945	2,835
	均等割＋所得割	9,730	1,249,793	9,757	1,211,855	9,777	1,169,238	9,496	1,065,358	9,383	1,026,211
	計	10,598	1,252,250	10,657	1,214,555	10,613	1,171,746	10,425	1,068,145	10,328	1,029,046
特別徴収義務者(給与分)		2,664		2,713		2,696		2,650		2,613	
特別徴収義務者(年金分)						8		8		7	

※ 1 平成 21 年 10 月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収 1、2 期 後半は年金特徴 10、12、2 月)

資料：課税状況等調書第 2 表、第 3 表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	1,066,974	85.2	3.5	1,024,477	84.3	△ 4.0	995,414	85.0	△ 2.8	902,036	84.4	△ 9.4	854,782	83.0	△ 5.2
営 業 等 所 得 者	47,069	3.8	1.9	49,154	4.0	4.4	44,196	3.8	△ 10.1	36,153	3.4	△ 18.2	36,959	3.6	2.2
農 業 所 得 者	393	0.0	16.4	621	0.1	58.0	770	0.1	24.0	707	0.1	△ 8.2	521	0.1	△ 26.3
そ の 他 の 所 得 者	137,814	11.0	55.8	140,303	11.6	1.8	131,366	11.2	△ 6.4	129,249	12.1	△ 1.6	136,784	13.3	5.8
計	1,252,250	100	7.1	1,214,555	100	△ 3.0	1,171,746	100	△ 3.5	1,068,145	100	△ 8.8	1,029,046	100	△ 3.7

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給 与 所 得 者	8,397	79.2	1.5	8,362	78.5	△ 0.4	8,314	78.3	△ 0.6	8,063	77.4	△ 3.0	7,858	76.1	△ 2.5
営 業 等 所 得 者	390	3.7	△ 3.0	404	3.8	3.6	369	3.5	△ 8.7	342	3.3	△ 7.3	345	3.3	0.9
農 業 所 得 者	20	0.2	△ 13.0	22	0.2	10.0	24	0.2	9.1	25	0.2	4.2	16	0.2	△ 36.0
そ の 他 の 所 得 者	1,791	16.9	5.1	1,869	17.5	4.4	1,906	18.0	2.0	1,995	19.1	4.7	2,109	20.4	5.7
計	10,598	100	1.9	10,657	100	0.6	10,613	100	△ 0.4	10,425	100	△ 1.8	10,328	100	△ 0.9

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	19			20			21			22			23		
	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	26,699,067	83.9	1.4	26,411,288	83.7	△ 1.1	25,866,129	83.8	△ 2.1	24,055,534	83.3	△ 7.0	23,106,251	82.2	△ 3.9
営 業 等 所 得 者	1,184,414	3.7	△ 0.3	1,210,015	3.8	2.2	1,115,554	3.6	△ 7.8	931,196	3.2	△ 16.5	938,646	3.3	0.8
農 業 所 得 者	18,073	0.1	△ 4.6	22,641	0.1	25.3	32,754	0.1	44.7	22,649	0.1	△ 30.9	21,098	0.1	△ 6.8
そ の 他 の 所 得 者	3,452,489	10.8	4.1	3,592,978	11.4	4.1	3,673,896	11.9	2.3	3,682,794	12.8	0.2	3,876,289	13.8	5.3
分 離 課 税 者	492,041	1.5	△ 2.5	324,322	1.0	△ 34.1	172,749	0.6	△ 46.7	177,328	0.6	2.7	181,721	0.6	2.5
計	31,846,084	100	1.6	31,561,244	100	△ 0.9	30,861,082	100	△ 2.2	28,869,501	100	△ 6.5	28,124,005	100	△ 2.6

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・％)

年 度 区 分	19		20		21		22		23	
	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	4,740	149.1	537	△ 88.7	0	△ 100.0	320	皆増	547	70.9
医 療 費 控 除	246,220	15.0	293,211	19.1	314,390	7.2	274,564	△ 12.7	272,390	△ 0.8
社 会 保 険 料 控 除	4,629,674	3.9	4,644,104	0.3	4,645,934	0.0	4,452,436	△ 4.2	4,440,616	△ 0.3
小規模企業共済掛金控除	45,447	△ 4.0	47,695	4.9	41,714	△ 12.5	39,323	△ 5.7	38,928	△ 1.0
生 命 保 険 料 控 除	278,288	1.4	275,842	△ 0.9	274,495	△ 0.5	268,902	△ 2.0	263,049	△ 2.2
地 震 保 険 料 控 除	16,622	△ 0.1	20,609	24.0	22,177	7.6	22,323	0.7	21,873	△ 2.0
寄 附 金 控 除	100	△ 90.0	150	50.0						
障 害 者 控 除 (普通・特別の計)	83,860	5.8	86,200	2.8	94,060	9.1	92,240	△ 1.9	96,980	5.1
寡 婦 控 除 (一般・特別の計)	34,840	0.1	38,960	11.8	36,700	△ 5.8	38,340	4.5	39,940	4.2
寡 夫 控 除	3,120	△ 7.7	4,940	58.3	4,160	△ 15.8	4,160	0.0	5,200	25.0
勤 労 学 生 控 除	780	0.0	260	△ 66.7	780	200.0	260	△ 66.7	260	0.0
配 偶 者 控 除 (一般・老人の計)	1,123,270	△ 1.1	1,121,270	△ 0.2	1,096,230	△ 2.2	1,086,530	△ 0.9	1,066,460	△ 1.8
配 偶 者 特 別 控 除	53,460	44.6	55,550	3.9	64,670	16.4	58,450	△ 9.6	66,350	13.5
扶 養 控 除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,572,350	△ 1.5	1,557,920	△ 0.9	1,526,430	△ 2.0	1,483,990	△ 2.8	1,470,400	△ 0.9
同居特別障害加算分	17,940	△ 11.4	18,630	3.8	19,320	3.7	19,320	0.0	20,240	4.8
基 礎 控 除	3,210,900	1.7	3,219,810	0.3	3,226,410	0.2	3,133,680	△ 2.9	3,096,390	△ 1.2
合 計	11,321,611	2.2	11,385,688	0.6	11,367,470	△ 0.2	10,974,838	△ 3.5	10,899,623	△ 0.7

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調書第58表

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

7. 平成23年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	562	1,686			7,296	21,888	831,208	7,858	854,782
営 業 等 所 得 者	67	201			278	834	35,924	345	36,959
農 業 所 得 者	7	21			9	27	473	16	521
そ の 他 の 所 得 者	309	927			1,800	5,400	130,457	2,109	136,784
合 計	945	2,835	0	0	9,383	28,149	998,062	10,328	1,029,046

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年 度 区 分		19	20	21	22	23
人 口 1 人 当 り		57,742	56,454	54,744	50,201	48,403
一 世 帯 当 り		141,035	136,130	130,862	119,532	113,908
普 通 徴 収 1 人 当 り		78,233	77,265	100,045	85,708	83,749
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り				24,487	44,359	43,482
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		153,766	146,371	140,686	130,205	127,800
納 税 義 務 者 1 人 当 り		118,159	113,968	110,406	102,459	99,637
各年の 7月1日現在	人 口	21,687	21,514	21,404	21,277	21,260
	世 帯 数	8,879	8,922	8,954	8,936	9,034

※ 平成23年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成23年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	295	13,286	20	1,140	0	0	89	4,831	14	63,943	418	83,200
10万円を超え 100万円以下	2,078	1,185,688	125	56,501	5	2,226	952	511,030	12	47,846	3,172	1,803,291
100万円を超え 200万円以下	2,352	3,422,888	55	81,786	3	3,894	434	600,181	12	82,368	2,856	4,191,117
200万円を超え 300万円以下	1,187	2,877,607	35	86,277	1	2,567	168	404,858	5	71,599	1,396	3,442,908
300万円を超え 400万円以下	593	2,043,783	15	48,876	0	0	67	230,780	3	14,688	678	2,338,127
400万円を超え 550万円以下	452	2,083,408	10	46,100	0	0	29	134,367	3	18,630	494	2,282,505
550万円を超え 700万円以下	176	1,076,915	2	12,952	0	0	10	59,462	2	45,945	190	1,195,274
700万円を超え 1,000万円以下	94	758,410	4	30,924	0	0	8	67,441	1	17,195	107	873,970
1,000万円を 超える金額	55	931,202	10	250,658	0	0	5	78,894	2	63,913	72	1,324,667
合 計	7,282	14,393,187	276	615,214	9	8,687	1,762	2,091,844	54	426,127	9,383	17,535,059

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	18	19	20	21	22
納 税 義 務 者	445	467	467	467	470
均 等 割 額	40,493	39,572	37,493	41,149	39,983
法 人 税 割 額	88,122	74,070	79,271	54,236	58,125
合 計	128,615	113,642	116,764	95,385	98,108
対 前 年 増 加 額	1.5	△ 11.6	2.7	△ 18.3	2.9

11. 平成22年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,406	698	2,104
5	5,984	2,312	8,296
6	9,627	21,327	30,954
7	1,928	1,914	3,842
8	3,452	7,913	11,365
9	1,677	734	2,411
10	1,926	1,233	3,159
11	7,703	15,975	23,678
12	1,000	1,461	2,461
1	753	895	1,648
2	1,402	382	1,784
3	3,125	3,281	6,406
合 計	39,983	58,125	98,108

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成22年度)

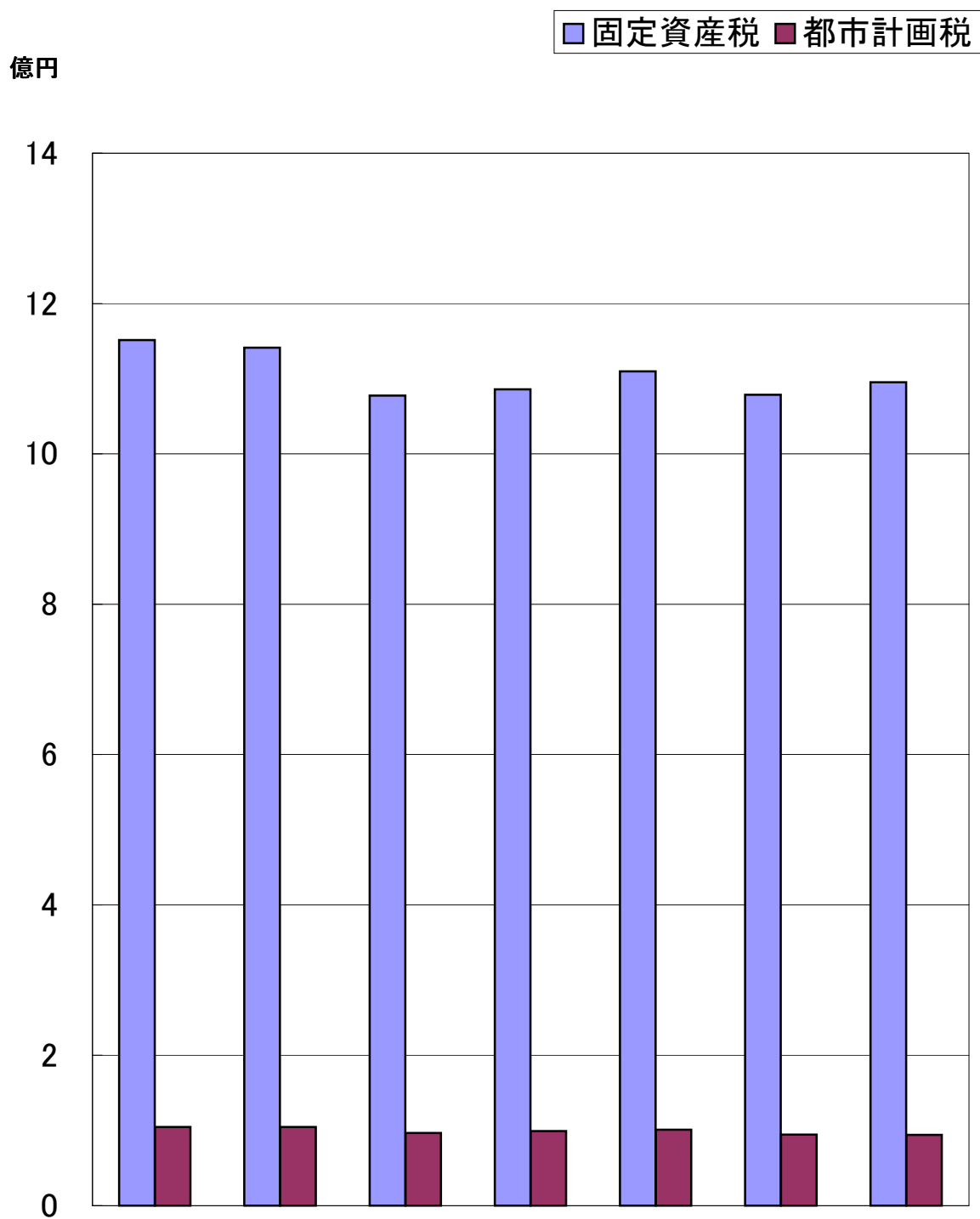
	1 2 か 月 決 算 法 人												合 計
決 算 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
法 人 数	9	27	146	27	30	40	33	37	54	15	13	39	470

13. 法人の設立状況

(平成22年度)

法 人 等 の 区 分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額) が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本 の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人 等を除く。次号から第5号において同じ。) で町内 に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政 令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5 号において「従業者数の合計数」という。)が50人 を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が10億円を超え50億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者 数の合計数が50人以下であるもの	32	1	33
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	0	0	0
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	17	2	19
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	47	21	68
資本等の金額が1千万円以下である法人で従 業者数の合計数が50人を超えるもの	1	0	1
前各号に掲げる法人以外の法人	47	295	342
計	151	319	470

(2) 固定資産税・都市計画税

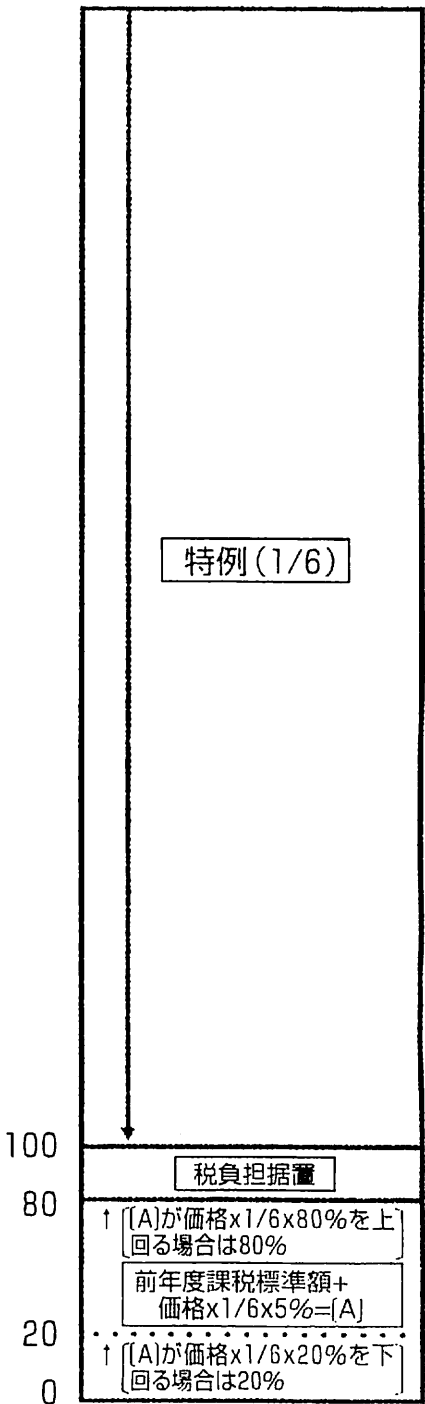
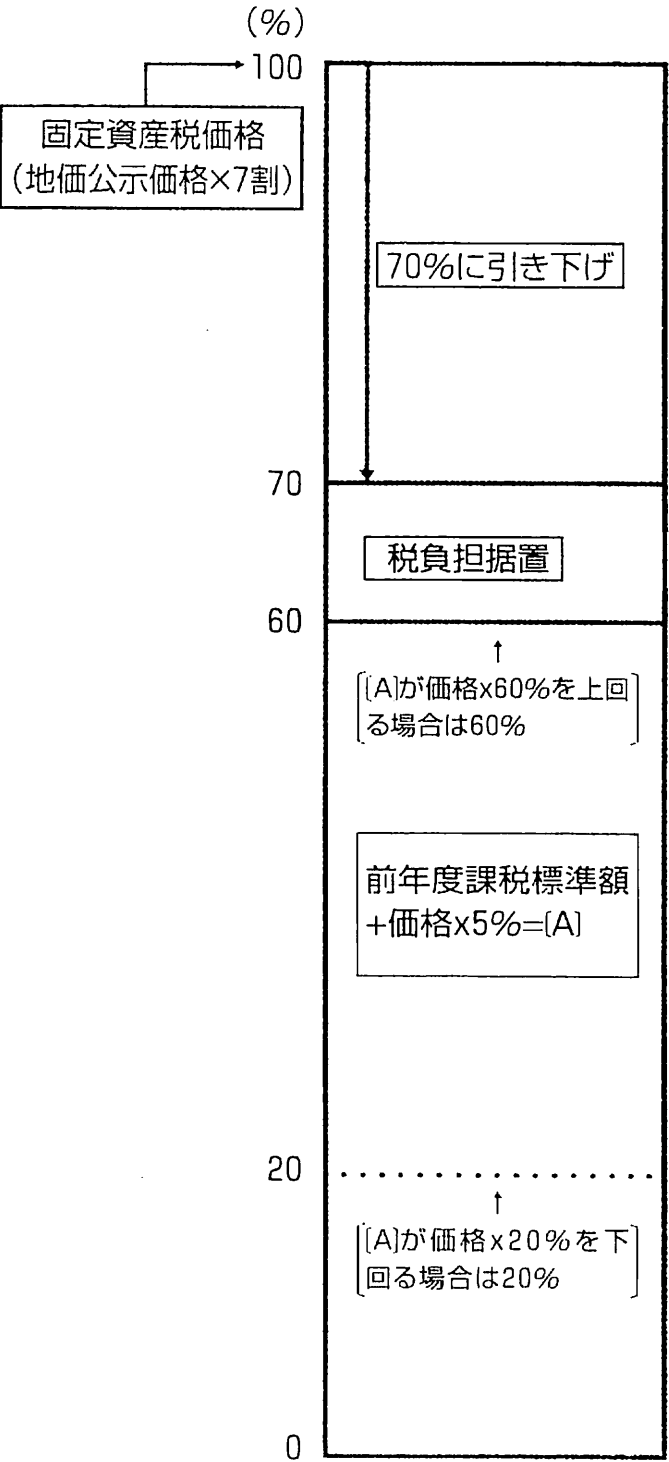


	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
固定資産税 決 算 額	1,151,239	1,141,338	1,077,557	1,085,991	1,109,802	1,078,445	1,095,085
都市計画税 決 算 額	104,616	104,533	96,814	99,023	100,948	94,632	94,170

(単位: 千円)

商業地等の宅地

小規模住宅用地



1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1) 土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2) 家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3) 償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1) 土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2) 家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3) 償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1) 土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2) 償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で **100分の1.4** としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家 屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額であれば同じ税負担となるのが本来の姿です。

こうした点を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が 80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が 80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率 (1/6 または 1/3) を乗じて得た額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 80%を上回る場合には 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地（一般農地および一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率 (1/3) も継続します。）

(3) 据置年度の価格の修正

土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 22 年度および平成 23 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年 度 区 分	19		20		21		22		23	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固 定 資 産 税	8,692	102	8,730	100	8,749	100	8,793	101	8,781	100
都 市 計 画 税	6,554	102	6,588	101	6,605	100	6,660	101	6,657	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

年 度 区 分	19		20		21		22		23	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土 地 (筆)	25,492	100	25,493	100	25,427	100	25,332	100	25,337	100
家 屋 (棟)	7,698	102	7,713	100	7,757	101	7,778	100	7,804	100

資料：平成23年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位：千円・%)

年 度 区 分		18				19				20			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年
固定資産税	土 地	335,553	326,805	95.3	95.4	327,393	318,136	97.6	97.3	323,757	314,527	98.9	98.9
	家 屋	437,017	425,624	91.0	91.1	456,542	443,633	104.5	104.2	472,113	458,655	103.4	103.4
	小 計	772,570	752,429	92.8	92.9	783,935	761,769	101.5	101.2	795,870	773,182	101.5	101.5
	償却資産	305,686	305,686	98.3	98.3	305,923	305,923	100.1	100.1	307,972	307,972	100.7	100.7
	合 計	1,078,256	1,058,115	94.4	94.4	1,089,858	1,067,692	101.1	100.9	1,103,842	1,081,154	101.3	101.3
都市計画税	土 地	49,763	48,834	94.8	94.9	48,782	47,790	98.0	97.9	48,519	47,522	99.5	99.4
	家 屋	48,081	47,182	90.9	91.0	51,099	50,060	106.3	106.1	52,373	51,296	102.5	102.5
	合 計	97,844	96,016	92.9	93.0	99,881	97,850	102.1	101.9	100,892	98,818	101.0	101.0

年 度 区 分		21				22				23			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年	調 定 額	収 入 額	調 定 額 比 前 年	収 入 額 比 前 年
固定資産税	土 地	300,928	293,113	92.9	93.2	293,214	285,402	97.4	97.4	281,947		96.2	
	家 屋	465,217	453,136	98.5	98.8	472,724	460,130	101.6	101.5	490,919		103.8	
	小 計	766,145	746,249	96.3	96.5	765,938	745,532	100.0	99.9	772,866		100.9	
	償却資産	313,997	313,997	102.0	102.0	332,654	332,654	105.9	105.9	332,808		100.0	
	合 計	1,080,142	1,060,246	97.9	98.1	1,098,592	1,078,186	101.7	101.7	1,105,674		100.6	
都市計画税	土 地	44,598	43,776	91.9	92.1	43,542	42,733	97.6	97.6	42,705		98.1	
	家 屋	50,615	49,683	96.6	96.9	51,361	50,407	101.5	101.5	52,194		101.6	
	合 計	95,213	93,459	94.4	94.6	94,903	93,140	99.7	99.7	94,899		100.0	

資料：決算統計（平成18年度～平成22年度）、当初賦課実績（平成23年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

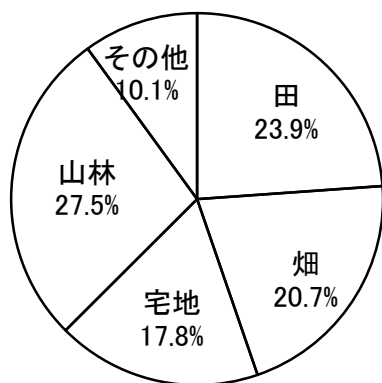
区 分 個 人 法人の別	総 数 (人)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
個 人	7,966	1,671	6,295
法 人	320	110	210
計	8,286	1,781	6,505

資料：平成23年度概要調書第1表

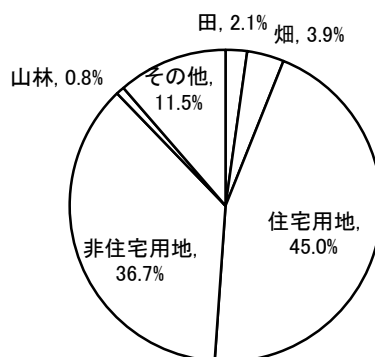
■ 価格等に関する調

区 分 地 目		地 積			
		非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)
田	一 般 田	118,445	3,371,300	285,362	3,085,938
	市街化区域田	12,719	77,035	19	77,016
畑	一 般 畑	121,001	2,441,264	266,356	2,174,908
	市街化区域畑	61,423	580,322	6,267	574,055
宅地	小規模住宅用地		1,324,547	30,144	1,294,403
	一般住宅用地		679,004	879	678,125
	商業地等		571,184	204	570,980
	計	189,624	2,574,735	31,227	2,543,508
塩 田					
鉱 泉 地					
池 沼		20,978			
山林	一 般 山 林	245,915	3,551,367	503,611	3,047,756
	介 在 山 林	30,377	408,062	40,253	367,809
牧 場					
原 野		55,887	471,916	126,786	345,130
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄 軌 道 用 地	69	324,131	3	324,128
	その他の雑種地	52,707	659,906	81,175	578,731
	計	52,776	984,037	81,178	902,859
そ の 他		3,650,817			
合 計		4,559,962	14,460,038	1,341,059	13,118,979

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決 定 価 格				筆 数				単位当り価格	
総 額 (千 円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千 円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ) - (カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千 円) (ク)	非 課 税 筆 数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ) - (サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ) / (イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
352,585	29,724	322,861	322,861	456	4,099	459	3,640	105	113
538,074	307	537,767	129,101	56	131	1	130	6,985	30,892
147,131	16,011	131,120	131,120	285	2,821	381	2,440	60	61
4,815,984	37,977	4,778,007	724,249	268	638	17	621	8,299	39,300
37,118,149	316,848	36,801,301	6,090,816		7,424	323	7,101	28,023	63,224
9,484,264	8,553	9,475,711	3,144,948		3,781	33	3,748	13,968	63,045
10,583,890	2,247	10,581,643	7,377,554		1,331	16	1,315	18,530	69,365
57,186,303	327,648	56,858,655	16,613,318	374	12,536	372	12,164	22,211	69,365
				16					
172,474	24,028	148,446	148,446	323	2,916	685	2,231	49	51
19,521	1,900	17,621	17,621	116	523	72	451	48	51
21,236	5,705	15,531	15,531	218	1,761	463	1,298	45	45
921,843	8	921,835	645,284	1	1,234	1	1,233	2,844	3,176
2,463,256	39,393	2,423,863	1,694,565	471	1,754	625	1,129	3,733	61,808
3,385,099	39,401	3,345,698	2,339,849	472	2,988	626	2,362	3,440	61,808
				6,157					
66,638,407	482,701	66,155,706	20,442,096	8,741	28,413	3,076	25,337	4,608	

資料：平成23年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

区 分 地区別		地 積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	37,239	2,101,557	1,026,211	56,434	69,365	中央台2丁目
	計	37,239	2,101,557	1,026,211	56,434	69,365	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,379,699	43,637,897	10,697,009	31,629	55,000	中央台1丁目
	計	1,379,699	43,637,897	10,697,009	31,629	55,000	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,118,341	11,095,121	4,874,218	9,921	44,436	中川 堤下広町
	計	1,118,341	11,095,121	4,874,218	9,921	44,436	
観 光 地 区							
農業用施設の用に供する宅地		8,229	24,080	15,880	2,926	6,103	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合 計		2,543,508	56,858,655	16,613,318	22,354		

資料：平成23年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		7,065	183	3,882		
棟 数 (棟)	木 造	6,383	260	6,123	木造家屋	25,912
	非 木 造	1,692	11	1,681	非木造家屋	43,816
	計	8,075	271	7,804	単位当り価格 提示平均価額	
床 面 積 (㎡)	木 造	649,460	9,872	639,588	木造家屋	100%
	非 木 造	430,036	275	429,761	非木造家屋	100%
	計	1,079,496	10,147	1,069,349		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,824,951	14,329	16,810,622	実際免税点の額 200,000円	
	非 木 造	18,823,837	1,036	18,822,801		
	計	35,648,788	15,365	35,633,423		
単位当り価格 (円)	木 造	25,906	1,451	26,284		
	非 木 造	43,773	3,767	43,798		
	計	33,024	1,514	33,323		

資料：平成23年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増 減 項 目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
19	棟数（棟）	108	113	221	39	8	47
	面積（㎡）	12,166	10,574	22,740	2,691	1,013	3,704
	㎡当り単価（円）	63,624	87,521	74,736	9,918	29,544	15,285
	決定価格（千円）	774,051	925,450	1,699,501	26,689	29,928	56,617
20	棟数（棟）	68	33	101	38	10	48
	面積（㎡）	8,788	2,647	11,435	3,104	1,408	4,512
	㎡当り単価（円）	62,229	77,802	65,834	11,704	27,436	16,613
	決定価格（千円）	546,871	205,942	752,813	36,328	38,630	74,958
21	棟数（棟）	58	83	141	38	5	43
	面積（㎡）	6,932	10,477	17,409	2,721	446	3,167
	㎡当り単価（円）	66,310	88,562	79,702	12,800	28,850	15,060
	決定価格（千円）	459,662	927,864	1,387,526	34,828	12,867	47,695
22	棟数（棟）	48	5	53	41	2	43
	面積（㎡）	6,061	543	6,604	2,650	104	2,754
	㎡当り単価（円）	66,305	74,777	67,002	12,397	12,827	12,414
	決定価格（千円）	401,877	40,604	442,481	32,853	1,334	34,187
23	棟数（棟）	63	9	72	54	6	60
	面積（㎡）	6,907	995	7,902	3,964	440	4,404
	㎡当り単価（円）	67,678	72,379	68,083	10,232	12,752	10,484
	決定価格（千円）	467,641	70,353	537,994	40,559	5,611	46,170

資料：平成23年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

区 分 価 格 等			地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,432	46,024,029	19,408,401
		そ の 他	577	1,485,668	1,041,159
		小 計	2,009	47,509,697	20,449,560
	農 地		651	5,315,774	957,389
	計		2,660	52,825,471	21,406,949
家 屋	木 造 家 屋		461,680	13,153,348	13,153,348
	非 木 造 家 屋		279,922	13,065,963	13,061,360
	計		741,602	26,219,311	26,214,708
合 計				79,044,782	47,621,657

資料：平成23年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,716,666	1,653,283	48,316	1,604,967
	機 械 及 び 装 置	1,374,252	1,367,887	6,030	1,361,857
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	16,702	16,702		16,702
	工具、器具及び備品	625,218	624,873	345	624,528
	調 整 額				
	小 計	3,732,838	3,662,745	54,691	3,608,054
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	20,580,637	19,421,391		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,122,625	1,122,625		
	小 計	21,703,262	20,544,016		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		25,436,100	24,206,761		
内 訳	町 分 の 額				
	県 分 の 額				

資料：平成23度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価 格	算定基準額	金 額	団体数
交 付 金	1,694,366	391,773	5,484	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			204,265	2,859	2,859
		1/3適用					
		2/5適用			187,508	2,625	2,625
	住宅以外のもの						
計			0	0	391,773	5,484	5,484

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成23年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	18	19	20	21	22	23
中央台1丁目14-9	71,900	72,100	76,100	73,100	72,100	72,200
東酒々井一丁目1-217	65,600	66,200	67,200	64,600	63,600	63,300
酒々井字馬場95-2	35,500	34,700				
中川字苗代場328	60,900	60,400	62,400	60,200	59,200	59,000
本佐倉字北押出し263-196	43,100	41,800	41,600	38,800	36,600	34,600
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	28,800	27,500	24,800	23,100	21,800	20,400
下岩橋字作畑262-7	35,200	34,400	31,600	29,500	28,000	26,600
上本佐倉字中宿59-2	36,400	35,500	34,800	32,400	30,600	30,200

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

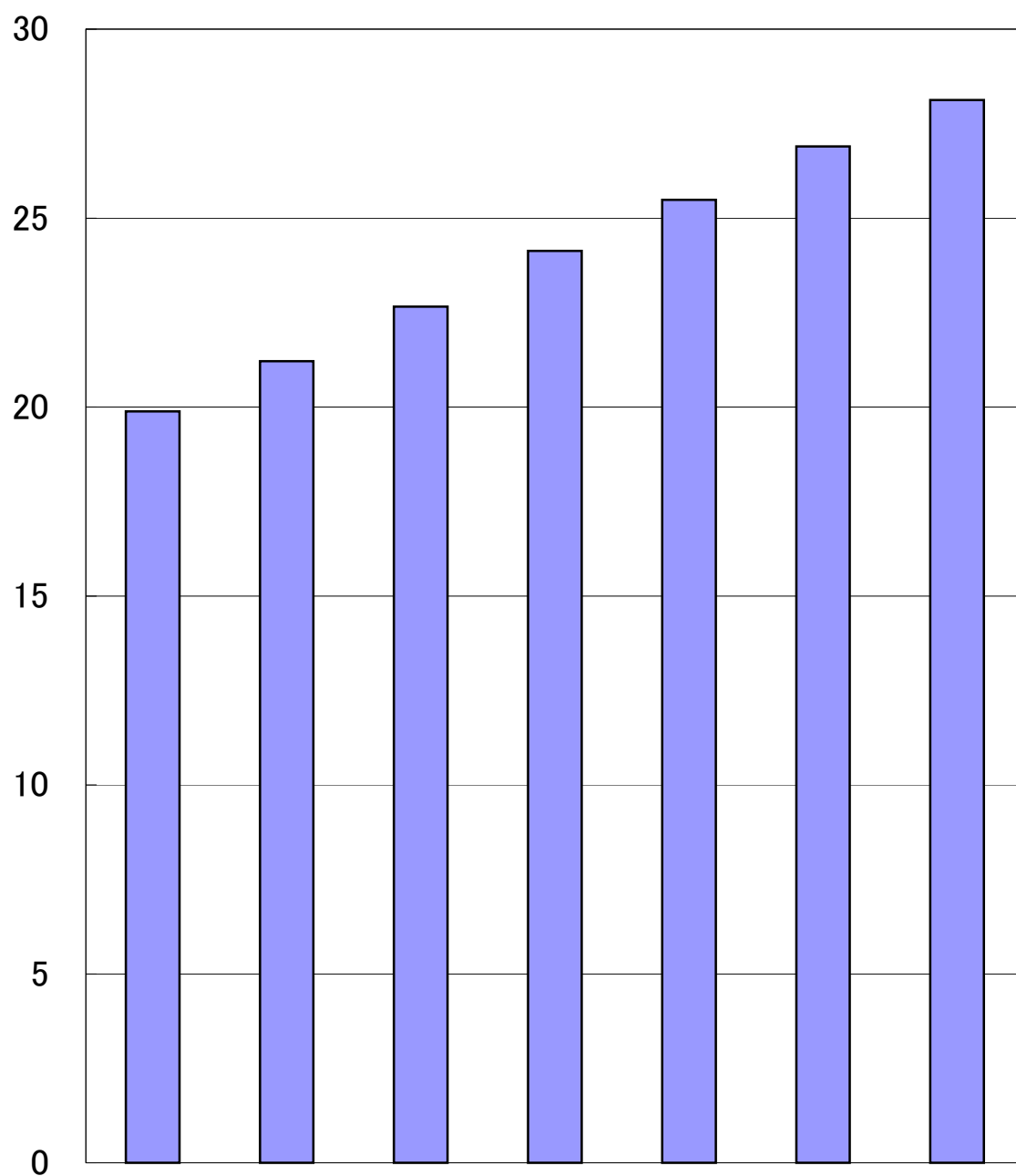
所 在	18	19	20	21	22	23
中央台2丁目14-10	68,000	68,300	70,000	68,600	67,600	66,600
上岩橋字岩崎348-5	53,000	52,200	52,200	50,600	49,600	48,700
東酒々井四丁目4-145	62,600	62,000	62,000	60,100	59,100	58,200
上本佐倉一丁目6-4	39,800	37,900	36,700	34,200	32,300	31,100
尾上字馬場354（調整区域）	10,500	10,000	9,700	9,200	8,800	8,400

■ 固定資産税基準地等評価額（平成23年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
下台字熊野（町道02-009号線付近）	19,200
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	25,300
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	20,500
本佐倉北押出し（成城台団地）	25,100
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	15,300
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	15,000
尾上字柳作（国道296号線付近）	13,200
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	6,200
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	42,300
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	34,900
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	12,700
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	27,300
伊篠字大日（国道51号線付近）	19,500
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	7,100
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	25,500
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	55,000
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	39,600
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	41,500
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	60,600
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	48,200
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	45,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	35,400

(3) 軽自動車税

百万円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決 算 額	19,886	21,213	22,656	24,128	25,485	26,897	28,126

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
(所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1, 0 0 0 円
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1, 2 0 0 円
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1, 6 0 0 円
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2, 5 0 0 円
小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	ア、二輪のもの（側車付のものを含む。）	2, 4 0 0 円
	イ、三輪のもの	3, 1 0 0 円
	ウ、四輪以上のもの	
	乗用のもの 営業用	5, 5 0 0 円
	乗用のもの 自家用	7, 2 0 0 円
	貨物のもの 営業用	3, 0 0 0 円
	貨物のもの 自家用	4, 0 0 0 円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）	1, 6 0 0 円
	小型特殊 1,000cc以下	2, 4 0 0 円
	その他のもの	4, 7 0 0 円
	二輪の小型自動車	4, 0 0 0 円

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月15日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調(定期分)

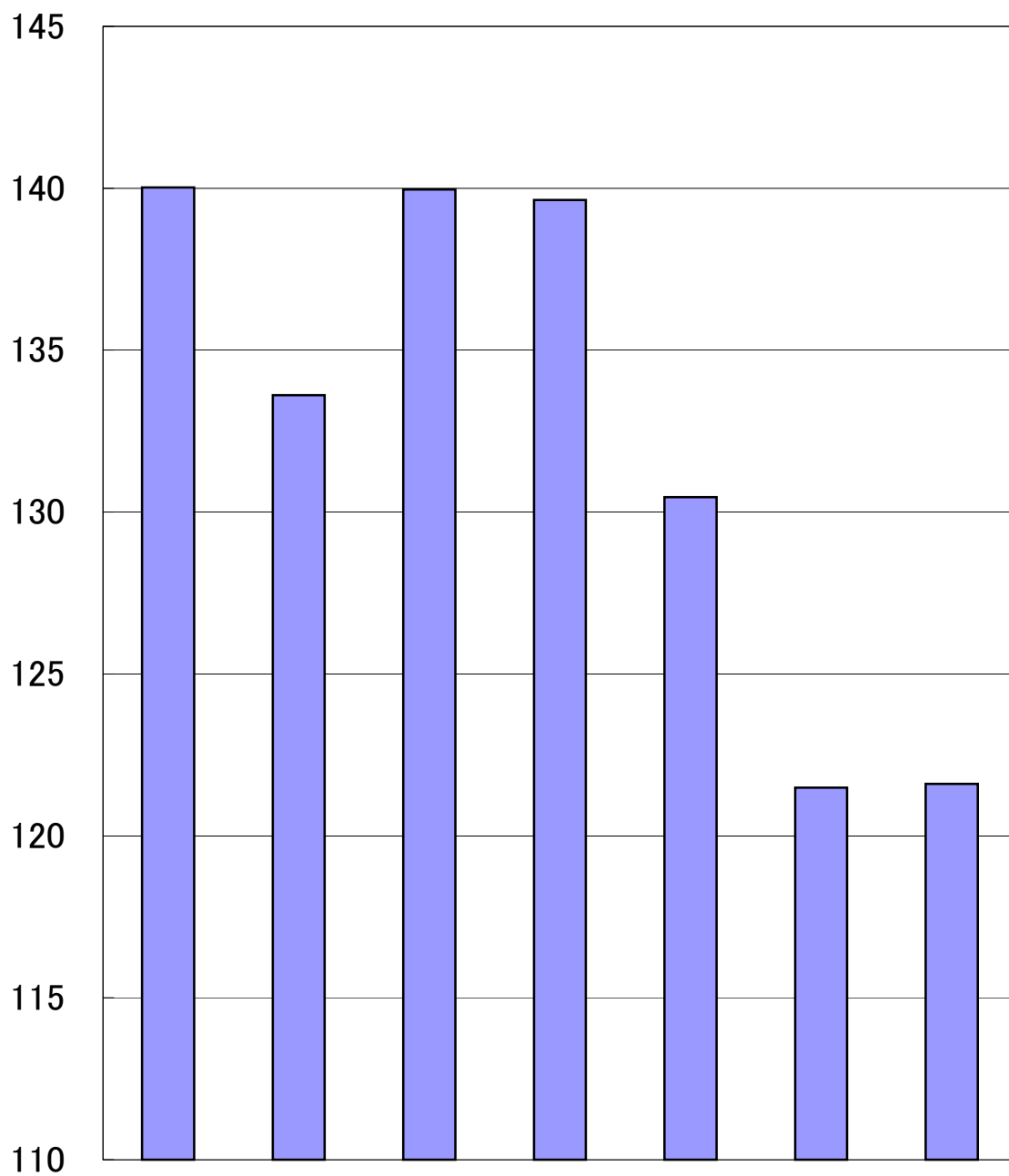
年 度 車 種		18					19					
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額 (千円)	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額 (千円)	
		保 有 台 数	官 公 署 分	課税免 除台数	課 税 台 数 (d)		保 有 台 数	官 公 署 分	課税免 除台数	課 税 台 数 (d)		
原動機付自転車	5 0 cc 以下	1,275	0	0	1,275	1,275	1,290	0	0	1,290	1,290	
	ミ ニ カ ー	7	0	0	7	18	8	0	0	8	20	
	9 0 cc 以下	57	0	0	57	68	54	0	0	54	65	
	1 2 5 cc 以下	49	0	0	49	78	48	0	0	48	77	
	小 計	1,388	0	0	1,388	1,439	1,400	0	0	1,400	1,452	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	212	0	0	212	509	227	0	0	227	545	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	2	0	0	2	11	3	0	0	3	16
		自家用	2,321	3	0	2,318	16,690	2,500	1	0	2,499	17,993
	四輪貨物	営業用	44	0	0	44	132	43	0	0	43	129
		自家用	892	4	0	888	3,552	914	3	0	911	3,644
	農 耕 用	194	0	0	194	310	186	0	0	186	298	
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	17	3	0	14	52	18	3	0	15	54	
	小 計	3,682	10	0	3,672	21,256	3,891	7	0	3,884	22,679	
二輪の小型自動車		211	0	0	211	844	214	0	0	214	856	
合 計		5,281	10	0	5,271	23,539	5,505	7	0	5,498	24,987	
対前年比	税額 (%)	107.0%					106.2%					
	台数(d) (%)	104.6%					104.3%					

20					21					22				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,246	0	0	1,246	1,246	1,239	0	0	1,239	1,239	1,218	0	0	1,218	1,218
7	0	0	7	18	10	0	0	10	25	14	0	0	14	35
53	0	0	53	64	52	0	0	52	63	50	0	0	50	60
57	0	0	57	91	69	0	0	69	110	85	0	0	85	136
1,363	0	0	1,363	1,419	1,370	0	0	1,370	1,437	1,367	0	0	1,367	1,449
238	0	0	238	571	237	0	0	237	569	228	0	0	228	547
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	4	22	5	0	0	5	28	4	0	0	4	22
2,717	1	0	2,716	19,555	2,928	1	0	2,927	21,074	3,055	1	0	3,054	21,988
48	0	0	48	144	46	0	0	46	138	47	0	0	47	141
911	3	0	908	3,632	926	3	0	923	3,692	944	3	0	941	3,764
184	0	0	184	294	181	0	0	181	289	183	0	0	183	294
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	0	8	38
21	3	0	18	61	25	3	0	22	73	12	0	0	12	29
4,123	7	0	4,116	24,279	4,348	7	0	4,341	25,863	4,484	7	0	4,477	26,823
215	0	0	215	860	237	0	0	237	948	232		0	232	928
5,701	7	0	5,694	26,558	5,955	7	0	5,948	28,248	6,083	7	0	6,076	29,200
106.3%					106.4%					103.4%				
103.6%					104.5%					102.2%				

各年4月1日現在

(4)町たばこ税

百万円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決 算 額	140,024	133,610	139,959	139,642	130,461	121,494	121,607

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業（株）やTSネットワーク（株）などの卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率（平成22年10月1日税率改正）

（1）紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618 円（平成22年10月1日以前 3,298 円）

（2）旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190 円（平成22年10月1日以前 1,564 円）
（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄）

5. 納 税

日本たばこ産業（株）やTSネットワーク（株）などの卸売販売業者が毎月1日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

2. 町たばこ税の推移

年 度 項 目	16	17	18	19	20	21	22
売渡本数	261	251	338	386	364	369	465
(千 本)	47,040	44,881	43,859	42,348	39,616	36,953	32,478
税 率	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000
税 額	368	353	528	604	570	577	875
(千 円)	140,040	133,611	139,167	139,664	130,656	121,872	119,201
合計税額(千円)	140,408	133,964	139,695	140,268	131,226	122,449	120,076
返還控除税額(千円)	384	354	634	626	765	955	1,045
差引調定額(千円)	140,024	133,610	139,959	139,642	130,461	121,494	121,607

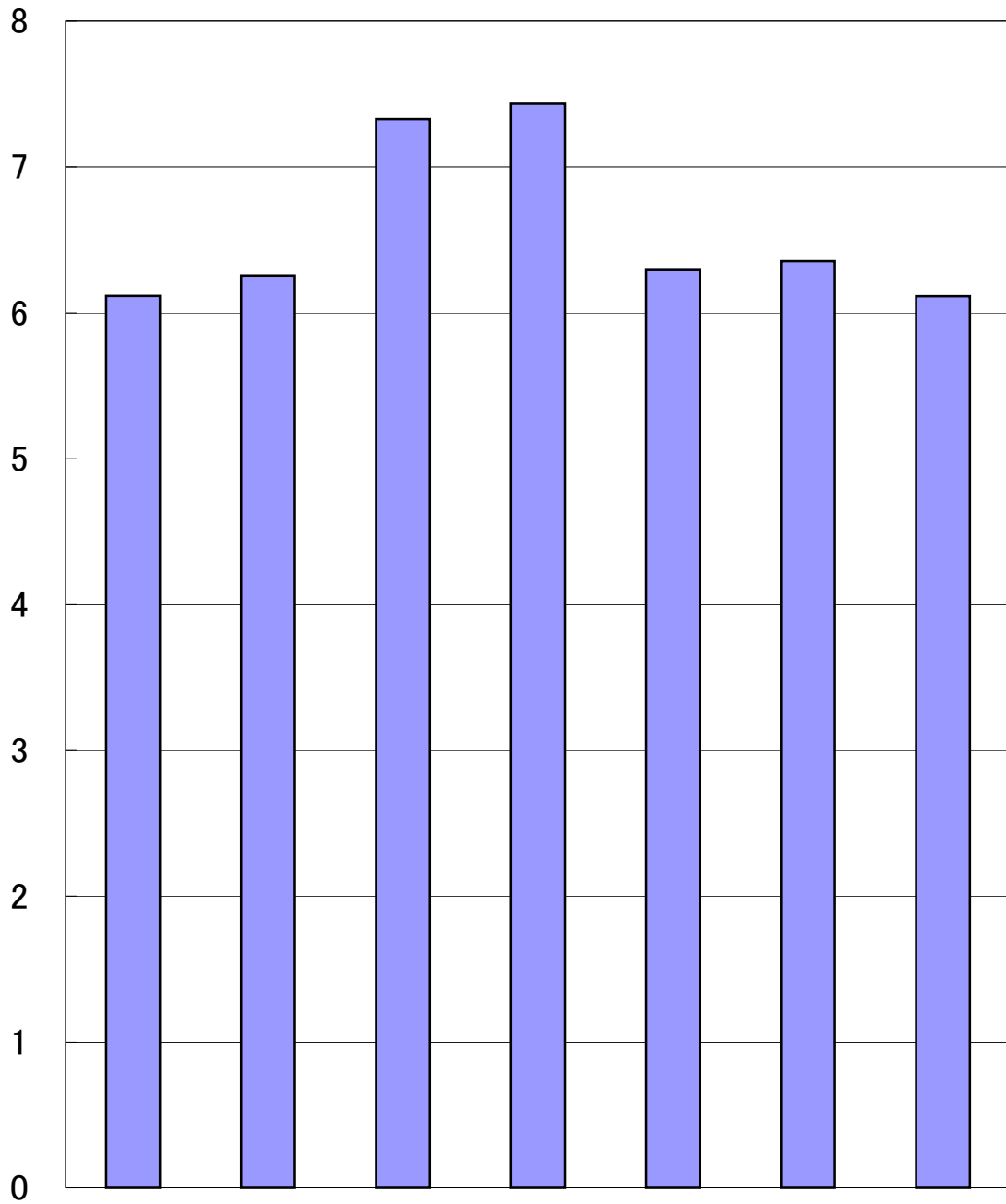
※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税（898千円）を含む。

※ 平成22年度の差引調定額は、手持品課税（2,576千円）を含む。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決 算 額	611,496	625,465	732,771	743,282	629,212	635,384	611,351

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額(医療分)、後期高齢者医療支援金課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者(年齢が40歳から65歳未満の方)のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額(注)	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000 円	6,400 円	13,000 円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200 円		
課税限度額			470,000 円	120,000 円	90,000 円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月29日

② 特別徴収(年金引き落とし)

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	----	-----	-----	----

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

年 度			19	20
区 分				
町 の 世 帯 数 （ 世 帯 ） A			8,822	8,892
町 の 人 口 （ 人 ） B			21,630	21,513
国 保 加 入 世 帯 数 （ 世 帯 ） C			4,025	4,039
C の 被 保 険 者 数 （ 人 ） D			7,590	7,597
加 入 割 合 （ % ） C / A			45.62	45.42
加 入 割 合 （ % ） D / B			35.09	35.31
課税内訳	所 得 割 総 額 (千円)	基礎	407,344	241,325
		支援金	—	107,186
		介護	27,552	25,443
	資 産 割 総 額 (千円)	基礎	46,633	35,011
	被保険者均等割総額 (千円)	基礎	194,534	129,396
		支援金	—	36,006
		介護	28,504	26,987
	世帯別平等割総額 (千円)	基礎	106,011	86,109
	計 (千円)	基礎	754,522	491,841
		支援金	—	143,192
介護		56,056	52,430	
税率	所 得 割	基礎	8.3/100	5.6/100
		支援金	—	2.7/100
		介護	1.4/100	1.4/100
	資 産 割	基礎	25.0/100	25.0/100
	被 保 険 者 均 等 割 (円)	基礎	29,400	23,000
		支援金	—	6,400
		介護	13,000	13,000
	世 帯 別 平 等 割 (円)	基礎	31,200	31,200
課 税 限 度 額 (円)	基礎	530,000	470,000	
	支援金	—	120,000	
	介護	90,000	90,000	
所 得 割 の 按 分 基 礎			法第703条の4第6項の総 所得金額（ただし書方式）	同 左
資 産 割 の 按 分 基 礎			固定資産税額のうち土 地及び家屋に係る税額	同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

21	22	23
8,951	8,935	8,963
21,447	21,329	21,217
3,442	3,646	3,695
6,236	6,613	6,682
38.45	40.81	41.23
29.08	31.00	31.49
238,762	239,778	236,803
106,975	115,607	114,172
24,084	24,903	23,192
34,250	38,248	38,747
129,966	153,456	155,434
36,164	42,701	43,251
26,536	30,355	31,395
87,711	111,088	112,445
490,689	542,570	543,429
143,139	158,308	157,423
50,620	55,258	54,587
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	470,000
120,000	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 区分 税目		19					20				
		調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	495,339	427,002	86.7	96.3	基礎	439,247	381,865	86.9	89.4
							支援金	125,134	109,628		
		介護	37,642	30,375	80.7	93.6	介護	38,540	31,573	81.9	103.9
	滞	基礎	198,132	33,809	17.1	140.3	基礎	213,361	35,422	16.6	104.8
		介護	17,204	2,782	16.2	157.7	介護	19,934	3,280	16.5	117.9
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	236,918	231,959	97.9	109.4	基礎	43,087	41,312	95.9	17.8
							支援金	13,542	12,966		
		介護	14,865	14,506	97.6	90.6	介護	10,777	10,305	95.6	71.0
	滞	基礎	7,696	2,581	33.5	99.8	基礎	9,570	2,630	27.5	101.9
		介護	597	264	44.2	150.0	介護	632	230	36.4	87.1
小計	現	784,764		704,139	89.7	120.5	670,327		587,649	87.7	83.5
	滞	223,629		28,632	12.8	106.1	243,497		41,563	17.1	145.2
合計		1,008,393		732,771	72.7	119.8	913,824		629,212	68.9	85.9

4. 平成22年度国民健康保険税の決算状況

区 分			予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
税 目					
一 般 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	現	基礎	375,326,000	422,750,061	374,660,538
		支援金	108,586,000	120,235,140	106,518,546
		介護	30,419,000	35,188,204	28,665,150
	滞	基礎	30,382,000	212,121,460	29,814,740
		支援金	2,886,000	26,423,693	4,784,742
		介護	2,275,000	23,409,510	3,093,384
退 職 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	現	基礎	36,345,000	41,579,139	39,417,126
		支援金	11,134,000	12,734,060	12,063,766
		介護	6,966,000	105,358,996	9,955,114
	滞	基礎	1,814,000	8,508,294	1,904,251
		支援金	191,000	993,259	232,262
		介護	173,000	1,103,167	241,117
小 計	現	568,776,000	737,845,600	571,280,240	
	滞	37,721,000	272,559,383	40,070,496	
合 計			606,497,000	1,010,404,983	611,350,736

(単位：千円・%)

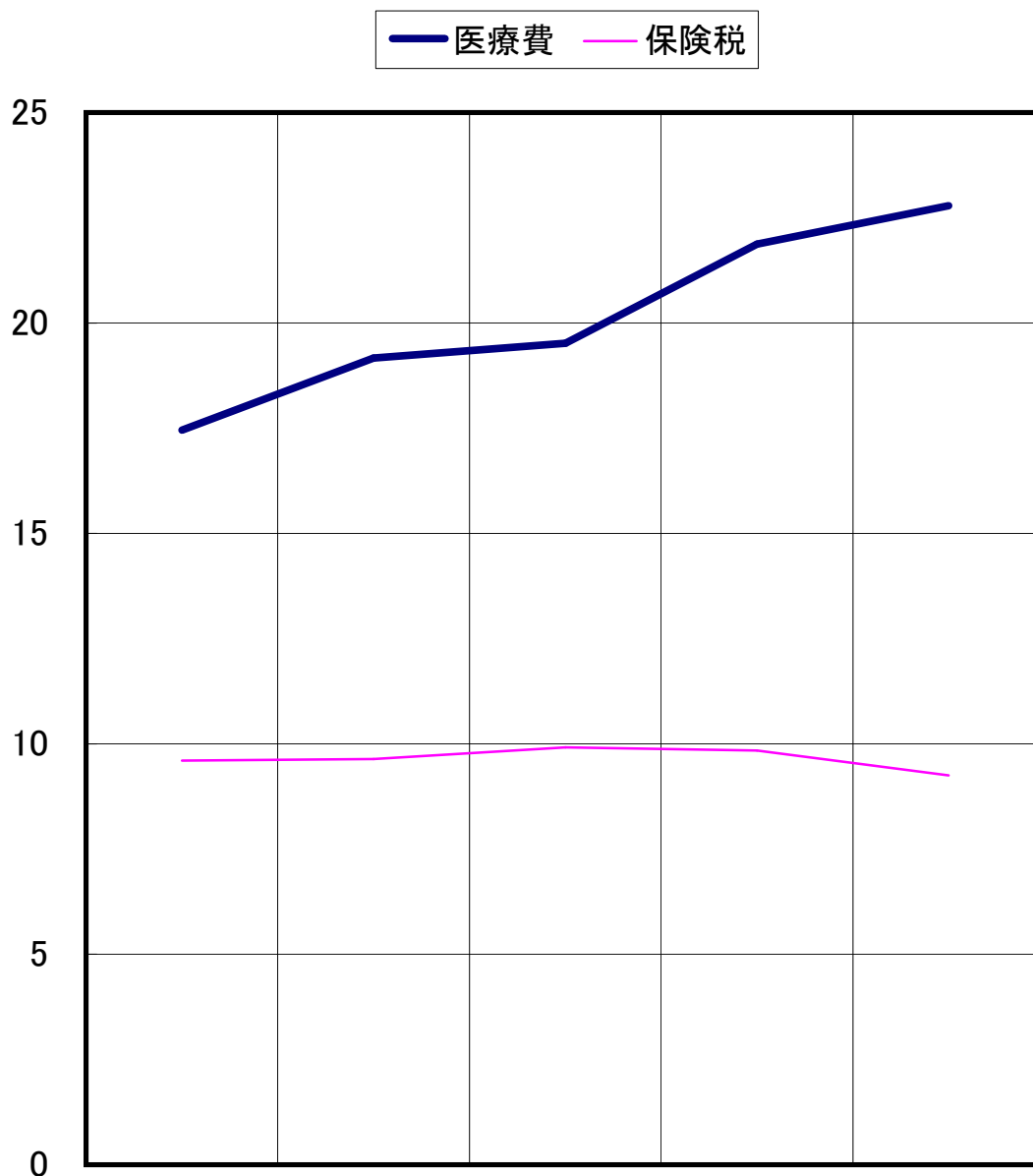
21					22					平成23年度 当初予算額	
調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比		
基礎	444,222	390,419	87.9	102.2	基礎	422,750	374,661	88.6	96.0	基礎	358,224
支援金	128,618	113,195	88.0		支援金	120,235	106,519	88.6	94.1	支援金	102,412
介護	38,488	31,547	82.0	99.9	介護	35,189	28,665	81.5	90.9	介護	27,956
基礎	211,447	32,192	15.2	90.9	基礎	212,121	29,815	14.1	92.6	基礎	27,810
支援金	14,744	3,025			支援金	26,424	4,785	18.1	158.2	支援金	3,522
介護	21,627	3,045	14.1	92.8	介護	23,410	3,093	13.2	101.6	介護	2,492
基礎	40,147	38,415	95.7	93.0	基礎	41,579	39,417	94.8	102.6	基礎	38,867
支援金	12,475	11,897	95.4		支援金	12,734	12,064	94.7	101.4	支援金	12,065
介護	10,105	9,640	95.4	93.5	介護	105,359	9,955	9.4	103.3	介護	8,669
基礎	8,706	1,632	18.7	62.1	基礎	8,508	1,904	22.4	116.7	基礎	1,257
支援金	576	161			支援金	993	232	23.4	144.1	支援金	260
介護	874	216	24.7	93.9	介護	1,103	241	21.8	111.6	介護	209
674,055		595,113	88.3	101.3	737,846		571,281	77.4	96.0	548,193	
257,974		40,271	15.6	96.9	272,559		40,070	14.7	99.5	35,550	
932,029		635,384	68.2	101.0	1,010,405		611,351	60.5	96.2	583,743	

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成21年度収納率	平成20年度収納率
0	48,089,523	88.62	87.89	86.94
0	13,716,594	88.59	88.01	87.61
0	6,523,054	81.46	81.96	81.92
13,227,602	169,079,118	14.06	15.22	16.60
0	21,638,951	18.11	20.52	
1,209,970	19,106,156	13.21	14.08	16.46
0	2,162,013	94.80	95.69	95.88
0	670,294	94.74	95.36	95.75
0	95,403,882	9.45	95.40	95.62
411,636	6,192,407	22.38	18.74	27.48
0	760,997	23.38	27.99	
6,692	855,358	21.86	24.73	36.41
0	166,565,360	77.43	88.29	87.67
14,855,900	217,632,987	14.70	15.61	17.07
14,855,900	384,198,347	60.51	68.85	73.71

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円

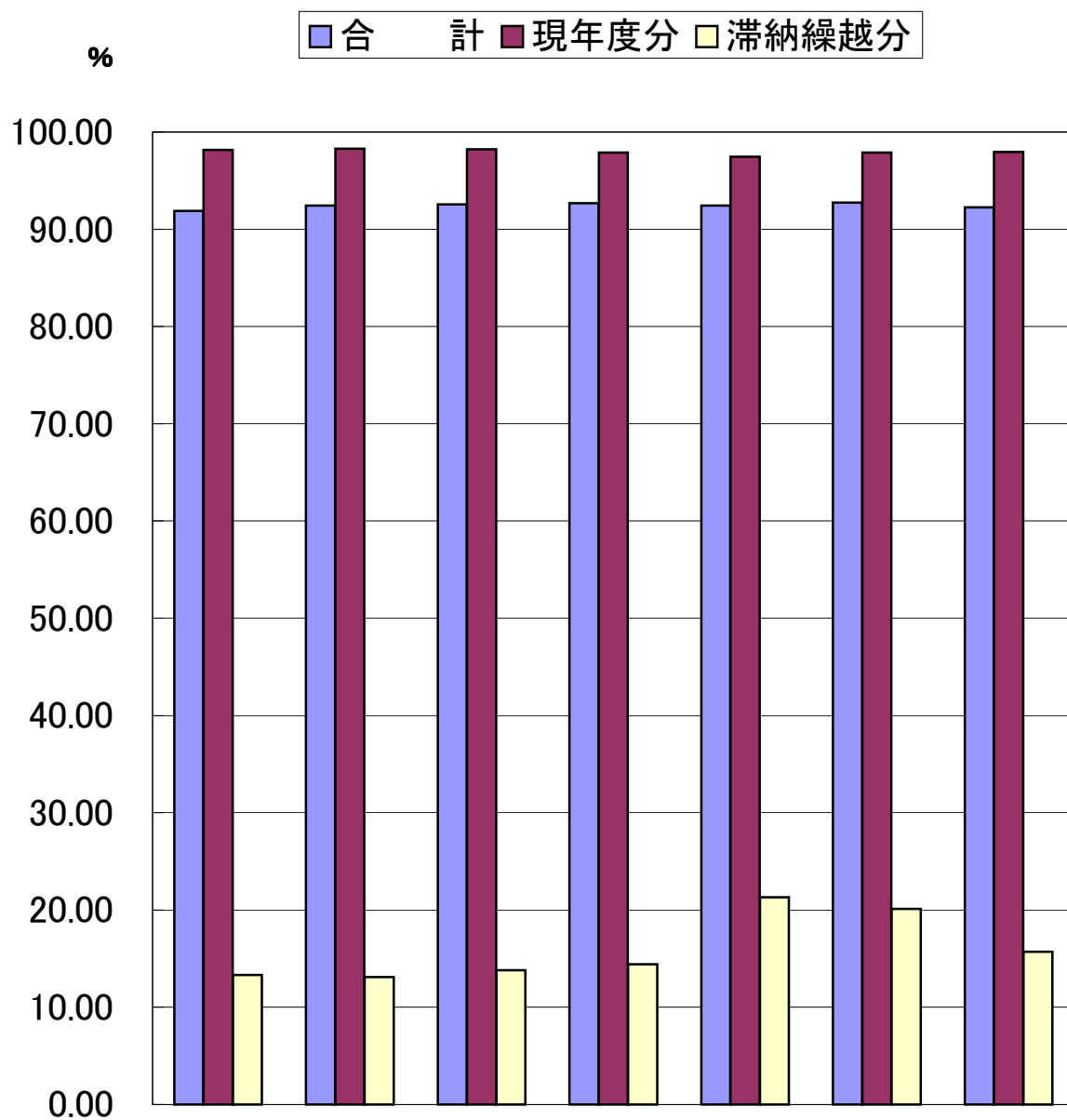


(単位: 円)

年 度 区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医療費	174,520	191,647	195,198	218,742	227,830
保険税	96,043	96,396	99,171	98,436	92,489
※ 医療費は、一部負担金を除いた値。 保険税は、現年調定額（介護納付金分をのぞく。）を平均被保険者数で除した値。					

Ⅳ 徴 収

（ 一 般 会 計 ）



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合 計	91.90	92.44	92.56	92.68	92.45	92.75	92.25
現 年 度 分	98.17	98.29	98.22	97.88	97.46	97.89	97.95
滞 納 繰 越 分	13.31	13.11	13.80	14.41	21.31	20.11	15.72

(単位: %)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対 前 年 比
平成 21 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,252	1,098	20.91	105.48
	固定資産税 都市計画税	8,749	3,378	38.61	102.36
	軽自動車税	5,948	721	12.12	103.89
	国民健康 保険税	3,093	1,009	32.62	84.86
	計	23,042	6,206	26.93	99.71
平成 22 年度	町・県民税 (普通徴収)	5,085	750	14.75	68.31
	固定資産税 都市計画税	8,793	3,453	39.27	102.22
	軽自動車税	6,076	747	12.29	103.61
	国民健康 保険税	3,169	1,064	33.58	105.45
	計	23,123	6,014	26.01	96.91

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対 前 年 比
平成 21 年度	町・県民税 (普通徴収)	575,561,900	150,507,100	26.15	89.37
	固定資産税 都市計画税	1,153,705,150	344,879,600	29.89	76.92
	軽自動車税	26,234,500	3,107,500	11.85	107.76
	国民健康 保険税	522,912,100	217,999,100	41.69	91.58
	計	2,278,413,650	716,493,300	31.45	83.54
平成 22 年度	町・県民税 (普通徴収)	472,709,400	122,244,779	25.86	81.22
	固定資産税 都市計画税	1,171,326,250	345,849,900	29.53	100.28
	軽自動車税	27,395,800	3,282,900	11.98	105.64
	国民健康 保険税	497,110,440	207,783,800	41.80	95.31
	計	2,168,541,890	679,161,379	31.32	94.79

3. 督促状発送状況の推移

1. 町 民 税

(単位：件・%)

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
18	48,165	3,757	7.80
19	49,016	4,114	8.39
20	49,379	4,364	8.84
21	53,063	4,728	8.91
22	45,332	4,071	8.98

2. 固定資産税・都市計画税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
18	34,117	3,823	11.21
19	34,667	4,135	11.93
20	34,788	4,089	11.75
21	34,877	4,210	12.07
22	35,062	4,141	11.81

3. 軽自動車税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
18	5,212	1,115	21.39
19	5,451	1,216	22.31
20	5,649	1,280	22.66
21	5,869	1,347	22.95
22	6,024	1,370	22.74

4. 国民健康保険税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
18	31,677	6,803	21.48
19	32,063	6,892	21.50
20	24,390	6,255	25.65
21	26,638	6,621	24.86
22	23,718	6,498	27.40

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

年 度 税 目		18		19		20		21		22	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
町 民 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	161	10,157,855	118	7,434,542	112	6,139,405	131	6,255,984	101	5,147,294
個 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	155	9,790,355	113	7,204,442	104	5,779,405	122	5,871,313	96	4,816,994
法 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	6	367,500	5	230,100	8	360,000	9	384,671	5	330,300
固 定 資 産 税	現年課税分	0	0	0	0	1	832,733	0	0	0	0
	滞納繰越分	116	7,460,322	126	11,058,544	136	23,445,795	104	7,395,958	82	5,390,371
軽 自 動 車 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	53	303,200	43	259,400	40	399,200	58	306,400	47	295,800
都 市 計 画 税	現年課税分	0	0	0	0	1	75,967	0	0	0	0
	滞納繰越分	116	688,780	126	1,016,119	136	2,170,805	104	675,542	82	495,350
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	現年課税分	0	0	0	0	1	832,733	0	0	0	0
	滞納繰越分	330	18,610,157	287	19,768,605	288	32,155,205	293	14,633,884	230	11,328,815
国民健康保険税	現年課税分	0	0	0	0	1	30,300	0	0	0	0
	滞納繰越分	218	22,300,199	188	18,710,300	200	21,646,270	212	19,012,671	192	14,855,900
合 計	現年課税分	0	0	0	0	2	863,033	0	0	0	0
	滞納繰越分	548	40,910,356	475	38,478,905	488	53,801,475	505	33,646,555	422	26,184,715

5. 滞納繰越収納状況の推移

年 度 税 目		18				19			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前 年 比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前 年 比
町 民 税	個 人	66,491	9,311	14.0	108.1	67,953	10,344	15.2	111.1
	法 人	4,313	1,478	34.3	410.6	3,347	1,206	36.0	81.6
	小 計	70,804	10,789	15.2	120.2	71,300	11,550	16.2	107.1
固 資 産 定 税	土 地	42,587	5,547	13.0	96.9	41,055	5,354	13.0	96.5
	家 屋	55,464	7,226	13.0	92.5	57,249	7,466	13.0	103.3
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-
	小 計	98,051	12,773	13.0	94.4	98,304	12,820	13.0	100.4
軽 自 動 車 税		2,339	513	21.9	136.8	2,558	563	22.0	109.7
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0	
都 計 画 市 税	土 地	4,574	406	8.9	62.3	4,389	573	13.1	141.1
	家 屋	4,419	392	8.9	67.2	4,598	600	13.0	153.1
	小 計	8,993	798	8.9	64.6	8,987	1,173	13.1	147.0
計（一般会計分）		180,187	24,873	13.8	103.1	181,149	26,106	14.4	105.0
国 民 健 康 税 国 保 險	一 般	192,821	25,870	13.4	96.8	215,337	36,592	17.0	141.4
	退 職	6,666	2,762	41.4	307.6	8,294	2,846	34.3	103.0
	小 計	199,487	28,632	14.4	103.7	223,631	39,438	17.6	137.7
合 計		379,674	53,505	14.1	103.4	404,780	65,544	16.2	122.5

(単位：千円・%)

20				21				22			
調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
81,041	14,318	17.7	138.4	101,617	22,005	21.7	153.7	105,819	16,281	15.4	74.0
2,769	658	23.8	54.6	3,151	785	24.9	119.3	2,721	395	14.5	50.3
83,810	14,976	17.9	129.7	104,768	22,790	21.8	152.2	108,540	16,676	15.4	73.2
39,263	9,465	24.1	176.8	28,130	5,035	17.9	53.2	27,252	4,369	16.0	86.8
57,254	13,803	24.1	184.9	43,488	7,784	17.9	56.4	43,935	7,045	16.0	90.5
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
96,517	23,268	24.1	181.5	71,618	12,819	17.9	55.1	71,187	11,414	16.0	89.0
2,880	552	19.2	98.0	3,241	663	20.5	120.1	3,706	730	19.7	110.1
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
4,241	1,024	24.1	178.7	3,070	550	17.9	53.7	2,959	473	16.0	86.0
4,577	1,106	24.2	184.3	3,485	623	17.9	56.3	3,491	557	16.0	89.4
8,818	2,130	24.2	181.6	6,555	1,173	17.9	55.1	6,450	1,030	16.0	87.8
192,025	40,926	21.3	156.8	186,182	37,445	20.1	91.5	189,883	29,850	15.7	79.7
233,294	38,703	16.6	105.8	247,818	38,262	15.4	98.9	361,955	37,693	10.4	98.5
10,203	2,860	28.0	100.5	10,156	2,009	19.8	70.2	9,705	2,378	24.5	118.4
243,497	41,563	17.1	105.4	257,974	40,271	15.6	96.9	371,660	40,071	10.8	99.5
435,522	82,489	18.9	125.9	444,156	77,716	17.5	94.2	561,543	69,921	12.5	90.0

6. 平成22年度還付金調

(単位：円・件)

税 目	区 分	現 年 (歳 入)						過 年 (歳 出)						合 計					
		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額	
町 県 民 税	本 税	3,333,094	170	3,329,094	169	4,000	1	2,404,248	86	2,404,248	86	0	0	5,737,342	256	5,733,342	255	4,000	1
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	3,333,094	170	3,329,094	169	4,000	1	2,404,248	86	2,404,248	86	0	0	5,737,342	256	5,733,342	255	4,000	1
法 人 町 民 税	本 税	462,500	15	462,500	15	0	0	3,988,200	15	3,988,200	15	0	0	4,450,700	30	4,450,700	30	0	0
	加算金	9,300	0	9,300	3	0	0	91,100	5	91,100	5	0	0	100,400	5	100,400	8	0	0
	小 計	471,800	15	471,800	18	0	0	4,079,300	20	4,079,300	20	0	0	4,551,100	35	4,551,100	38	0	0
固 定 資 産 税	本 税	117,500	12	105,500	11	12,000	1	13,600	13	13,600	13	0	0	131,100	25	119,100	24	12,000	1
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	117,500	12	105,500	11	12,000	1	13,600	13	13,600	13	0	0	131,100	25	119,100	24	12,000	1
軽 自 動 車 税	本 税	25,400	9	25,400	9	0	0	4,000	1	4,000	1	0	0	29,400	10	29,400	10	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	25,400	9	25,400	9	0	0	4,000	1	4,000	1	0	0	29,400	10	29,400	10	0	0
特 別 土 地 保 有 税	本 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	本 税	3,938,494	206	3,922,494	204	16,000	2	6,410,048	115	6,410,048	115	0	0	10,348,542	321	10,332,542	319	16,000	2
	加算金	9,300	0	9,300	3	0	0	91,100	5	91,100	5	0	0	100,400	5	100,400	8	0	0
	小 計	3,947,794	206	3,931,794	207	16,000	2	6,501,148	120	6,501,148	120	0	0	10,448,942	326	10,432,942	327	16,000	2
国 民 健 康 保 險 税	本 税	4,301,650	241	4,297,650	240	4,000	1	969,400	28	968,000	27	1,400	1	5,271,050	269	5,265,650	267	5,400	2
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,301,650	241	4,297,650	240	4,000	1	969,400	28	968,000	27	1,400	1	5,271,050	269	5,265,650	267	5,400	2

7. 平成23年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成23年 4 月	○ 固定資産・都市計画税	1 期	5月2日
5 月	◎ 軽 自 動 車 税	全期	5月31日
6 月	□ 町 県 民 税	1 期	6月30日
7 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2 期 1 期	8月1日
8 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2 期 2 期	8月31日
9 月	☆ 国民健康保険税	3 期	9月30日
10 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3 期 4 期	10月31日
11 月	☆ 国民健康保険税	5 期	11月30日
12 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3 期 6 期	12月26日
平成24年 1 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4 期 7 期	1月31日
2 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4 期 8 期	2月29日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

年 度		18	19	20	21	22
種 類						
有 料	所 得 証 明	833	848	737	777	764
	課 税 証 明	802	796	820	951	938
	非 課 税 証 明	1,500	1,505	1,539	1,433	1,506
	住 民 税 決 定 証 明	15	23	7	30	5
	評 価 証 明	548	596	462	386	380
	資 産 証 明	5	81	2	9	2
	公 課 証 明	186	155	151	192	136
	納 税 証 明	386	385	477	536	563
	閲 覧	372	287	294	289	214
	住 宅 用 家 屋 証 明	175	96	83	106	66
	そ の 他	9	36	116	17	12
	小 計	4,831	4,808	4,688	4,726	4,586
無 料	標 識 交 付	303	260	263	275	238
	廃 車 申 告	289	243	264	256	231
	軽 自 納 税 証 明	348	347	375	400	430
	そ の 他	294	261	377	223	221
小 計		1,234	1,111	1,279	1,154	1,120
合 計		6,065	5,919	5,967	5,880	5,706

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

2. 町税徴収経費の推移(一般会計)

区 分		年 度	18	19
収 入 額		町 税 （ A ）	2, 476, 544	2, 484, 901
		県 民 税	383, 891	438, 441
		合 計 （ B ）	2, 860, 435	2, 923, 342
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	52, 814	50, 622
		諸 手 当	31, 579	26, 129
		（ 1 ） 超 過 勤 務 手 当	3, 036	2, 758
		（ 2 ） 税 務 特 別 手 当	0	0
		（ 3 ） そ の 他 の 手 当	28, 543	23, 371
		そ の 他	10, 859	10, 544
		小 計	95, 252	87, 295
	需 用 費	旅 費	15	6
		賃 金	676	715
		そ の 他	21, 624	20, 291
		小 計	22, 315	21, 012
	報 奨 金 等	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0
		納 期 前 納 付 報 奨 金	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0
		そ の 他	0	0
		小 計	0	0
	そ の 他		24, 432	23, 325
	合 計 （ C ）		141, 999	131, 632
県 民 税 徴 収 取 扱 費 （ D ）		27, 227	29, 374	
（ C ） － （ D ） （ E ）		114, 772	102, 258	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	（ C ） / （ B ）	5. 0	4. 5	
	（ E ） / （ A ）	4. 6	4. 1	
町 税 職 員 数		16	16	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 （ F ）		5, 953	5, 456	

(単位：千円・％・人)

20	21	22	23
2, 695, 131	2, 612, 692	2, 529, 964	2, 444, 219
832, 736	785, 402	717, 373	667, 863
3, 527, 867	3, 398, 094	3, 247, 337	3, 112, 082
47, 248	46, 084	46, 008	43, 117
27, 913	22, 851	21, 398	20, 853
1, 946	0	0	0
0	0	0	0
25, 967	22, 851	21, 398	20, 853
10, 456	12, 295	11, 996	10, 874
85, 617	81, 230	79, 402	74, 844
7	0	0	0
757	790	702	958
20, 887	20, 682	21, 610	19, 718
21, 651	21, 472	22, 312	20, 676
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
24, 387	37, 231	118, 770	112, 823
131, 655	139, 933	220, 484	208, 343
48, 387	36, 570	35, 735	32, 179
83, 268	103, 363	184, 749	176, 164
3. 7	4. 1	6. 8	483. 2
3. 1	4. 0	7. 3	7. 2
16	16	15	15
5, 351	5, 077	5, 293	4, 990

資料：課税状況等調書第39表（平成23年度は当初予算）

平成23年度
税 務 概 要

発 行 平成23年10月
編 集 酒々井町税務課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電 話 043(496)1171

FAX 043(496)4541

E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp